

三春町告示第13号

平成30年3月三春町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年2月20日

三春町長 鈴木 義 孝

- 1 日 時 平成30年3月1日（木）午前10時
- 2 場 所 三春町議会議場

平成30年3月1日三春町議会3月定例会を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（16名）

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 陰山 丈夫
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一八	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第 2号 北町蔵再生整備工事請負変更契約について

議案第 3号 三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第 4号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 三春町帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第20号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第21号 三春町堆肥センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第22号 三春北町蔵に係る指定管理者の指定について
- 議案第23号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第24号 平成29年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第25号 平成29年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第26号 平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第27号 平成29年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第28号 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について
- 議案第29号 平成29年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第30号 平成29年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について
- 議案第31号 平成30年度三春町一般会計予算について
- 議案第32号 平成30年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第33号 平成30年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第34号 平成30年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第35号 平成30年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第36号 平成30年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第37号 平成30年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第38号 平成30年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第39号 平成30年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第40号 平成30年度三春町宅地造成事業会計予算について

平成30年3月1日(木曜日)

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 陰山 丈夫
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一人	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	坂本 浩之

総務課長	伊藤 朗	財務課長	佐藤 保良
住民課長	遠藤 信行	除染対策課長	村田 浩憲
税務課長	佐久間 孝夫	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 敏夫	産業課長	新野 徳秋
建設課長	宮本 久功	会計管理者兼 会計室長	安部 良明
企業局次長	国馬 守		

教育長	高橋 正美	教育次長兼教育課長	永山 晋
生涯学習課長	本間 徹		

農業委員会会長 職務代理者	伊藤 重雄
------------------	-------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成30年3月1日(木曜日) 午前9時59分開会

第1 会議録署名議員の指名

- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案の提出
- 第5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第6 議案の質疑
- 第7 議案の委員会付託
- 第8 陳情事件の委員会付託

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午前9時59分)

○議長 おはようございます。会議に先立ち報告いたします。執行者側より、滝波広寿企業局長が、病気療養中のため、本定例会の本会議については国馬守企業局次長兼水道・宅造グループ長が代理出席、大内昭喜農業委員会会長が私事都合のため、本日について伊藤重雄農業委員会会長職務代理者が、代理出席する旨の届出がありましたので報告いたします。

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、平成30年三春町議会3月定例会を開会いたします。
ただちに本日の会議を開きます。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番渡辺正久君、9番三瓶文博君のご両名を指名いたします。

…………… 会 期 の 決 定 ……………

○議長 日程第2により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より3月14日までの14日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より3月14日までの14日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、配布いたしました日程表のとおりといたしますので、ご了承願います。

…………… 諸 般 の 報 告 ……………

○議長 日程第3により、諸般の報告を行います。

監査委員より、平成29年度第9回、第10回、第11回の例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

…………… 議 案 の 提 出 ……………

○議長 日程第4により、議案の提出を行います。

提出議案は、お手元にお配りいたしました、議案第2号「北町蔵再生整備工事請負変更契約について」から、議案第40号「平成30年度三春町宅地造成事業会計予算について」までの39議案であります。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5により、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

鈴木町長。

○町長 3月定例会の開会にあたり、予算案の概要並びに主な施策について説明いたします。

平成23年3月11日の東日本大震災から、間もなく7年が経過しようとしております。

この間、町は、原発事故による除染対策を最優先に取り組んで参りました。仮置場の除染廃棄物については、平成30年度から葛尾村の仮設焼却施設への搬出も開始され、平成27年度から行われております中間貯蔵施設への搬出と併せ、仮置場の早期解消が図られるものと考えております。

さて、平成30年度は、「第7次三春町長期計画」の前期基本計画、及び「三春町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の5年間の計画期間の折り返しを過ぎた年であることから、計画の目標値の達成を目指し、町民が安心して、自立的で豊かに暮らせるよう、「夢」や「将来への希望」が持てるような施策に、積極的に取り組み「豊かな自然・歴史・文化に育まれ 未来に輝く元気なまち 三春」の実現に向かって推進する年にして参りたいと考えております。

また、平成30年は、三春出身であります「愛姫」の生誕450年の節目の年であります。この機会に、愛姫の生きた戦国時代の軌跡を辿りながら、年間を通して「愛姫の里」として三春町のPRを行って参りたいと考えております。

次に、平成30年度当初予算案の概要について申し上げます。

歳入では、町税収入の増加が見込まれるものの、依然として地方交付税や国・県の支出金などに依存する割合が高い状況下にあります。

このような中で、町民が安心して生活するための社会保障費、公共施設・道路等の維持補修、教育・子育てへの支援、定住・交流人口の拡大につながる取組みなどに、財源を優先的かつ重点的に配分して、予算を編成したところであります。

一般会計当初予算の総額は、70億3,627万円で、前年度と比較して1億8,033万円、率にして2.6%の増額となりました。

放射性物質対策特別会計では、4億3,542万円を計上いたしました。前年度と比較して2億3,497万円、率にして35.1%の減となりました。

その他4特別会計が、36億8,545万円、4企業会計では、17億6,006万円を計上し、これらを含めた平成30年度の予算総額は、129億1,720万円であります。

予算の執行に際しては、町民や議会、各種団体等からの声を十分に聴きながら、現場主義を徹底し、課の枠組みにとらわれることなく、組織横断的な連携を図って参ります。

次に、新年度の重点施策について、第7次三春町長期計画に掲げた6つの基本目標に沿って説明いたします。

目標1 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりでは、放射線管理及び健康管理の実施、風評被害払拭の取組みとして、ベクレル調べるセンターでの食品検査や学校給食等食材検査のほか、小中学生のホールボディカウンターによる測定、線量計の貸与などを続けて参ります。

また、農業用ため池放射性物質対策、ふくしま森林再生事業、農業系汚染廃棄物対策など、農林業に関する放射性物質対策事業を実施するとともに、風評被害払拭のため、町内産の農産物のPR活動も継続して参ります。

各地区の仮置場での除染廃棄物の適切な維持管理、放射線量のモニタリング調査も継続して実施いたします。

地域防災力の強化のため、消防ポンプ自動車の更新、老朽化した防火水槽の解体・新設を行うとともに、交通安全対策として危険個所へのカーブミラー設置、区画線の整備工事、L

ED防犯灯の新設などの工事を行います。

目標2の住みよい美しい環境で暮らせるまちづくりでは、道路等を適切に管理するため、幹線道路網の舗装補修や改良事業、及び町道等の維持工事を継続するとともに、側溝改修や生活道路整備事業助成金事業も継続し、住環境の整備を図ります。

老朽化した橋梁等の補修・修繕については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、三春西大橋などの改修工事を実施するほか、町道に架かる橋梁の点検事業を継続いたします。

公共交通網の充実を図るため、引き続き、町営バスの利便性向上に努めて参ります。再生可能エネルギーの取組みについては、住宅用太陽光パネル、蓄電池設置者への補助事業を継続いたします。

老朽化した町営住宅については、三春町公営住宅等長寿命化計画に基づき、かいやま団地の改修工事を実施するほか、民間の木造住宅の耐震診断及び耐震改修費用の補助も継続し、住環境の向上を図ります。

また、日常生活に欠かせない上下水道については、施設の適切な維持・管理及び運営に努め、安定したサービスの提供に取り組んで参ります。

目標3の豊かな心と文化を育むまちづくりでは、子育て支援施策のさらなる充実を図るため、引き続き特定不妊治療への助成事業や妊婦の健康診査、医療費の助成事業などを実施して参ります。私立幼稚園や認定こども園、小規模保育所への子ども・子育て支援給付事業についても継続して実施いたします。

多子世帯の支援についても、養育支援助成、保育料の負担軽減事業を継続いたします。新規事業として、子育て支援課に「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない子育て支援の充実を図ります。

また、地域子育て支援センターにつきましても、保育室の環境整備、ベビーシアターの公演など新たな事業を展開して参ります。

確かな学力・生きる力の育成を図るため、英語・漢字検定費の補助や体験学習の充実、食育の推進など、基礎学力の向上や健康・体力づくりに向け取り組んで参ります。また、児童・生徒の個に即した対応として、特別支援教育のさらなる充実とともに、スクールカウンセラー派遣事業、家庭環境問題等に対応するスクールソーシャルワーカー派遣事業などを継続して実施いたします。

老朽化した幼稚園・保育所、小中学校の施設については、設備の更新や施設の修繕を行い安全・安心な環境を整えて参ります。

生涯学習・文化環境の充実・スポーツの振興については、スポーツ団体活動交付金や交流館自主事業を継続するほか、町指定文化財の修繕について補助して参ります。

目標4の誰もが健やかに暮らせるまちづくりでは、町民の健康増進を図るため、従来の住民検診等を継続して実施するとともに、新たに成人の歯科健康診査についても取組みを始め、併せて国民健康保険事業の健全な運営に努めて参ります。さらに、法定のワクチン接種に加え、新たに乳幼児のロタウイルスとおたふくかぜのワクチンの接種についても、町独自に助成を開始し疾病予防を推進します。また、休日・夜間の救急体制確保のため、医師会・町立三春病院などと連携して田村地方在宅当番医制度を継続するほか、町立三春病院の機能維持確保についても取組みを継続し、地域医療の充実を図ります。

高齢者福祉の充実については、通所型介護予防事業の「にこにこ元気塾」や「高齢者社会参加ポイント制度」をはじめ、地域を拠点とした介護予防活動などを通じて健康寿命の延伸を図り、介護保険事業の適正な運営に努めて参ります。また、認知症対策の充実や在宅医療

介護の連携など、町民が安心して暮らせる地域づくりについて、関係各機関及び団体等と協働して取り組んで参ります。

障がい者福祉については、現在策定を進めている「第5期三春町障がい者福祉計画」に基づき、障害があっても住み慣れた地域で生活していくために必要な障がい者相談支援事業を、新たに委託実施するとともに、個別避難計画策定事業を通して、住民同士による共助のネットワークを広げ、三春町の実情に合った地域福祉の推進に努めて参ります。

目標5の産業が育ち魅力と活力にあふれるまちづくりでは、農業担い手の育成、農業・農村の持続発展のため、新規の農業従事者への給付金や補助金、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度などにより、農村環境の保全を図りながら、畜産振興や6次産業化の推進にも積極的に取り組んで参ります。商業の活性化、工業の振興、働く場の確保については、空き店舗対策事業、中小企業への融資、企業立地や雇用促進への奨励金制度などにより継続して取り組んで参ります。

通年型観光の推進、魅力発信の強化のため、引き続き、滝桜観光対策、夏・秋の各種まつりなどの観光振興事業を力強く推進、支援するとともに、商工会、まちづくり公社、環境創造センターなどと連携し、積極的に事業を展開して参ります。

定住人口の増加を図る施策の推進については、賃貸住宅建設促進事業奨励金、空き家改修及び空き家除却事業の補助金、宅地造成事業奨励金、定住促進住宅取得奨励金を継続し、新たに、子育て世代の住宅地支援の整備として、住宅団地造成事業を実施いたします。

目標6の協働と町民参画による自立したまちづくりでは、コミュニティ活動・ボランティア活動への支援として、各地区まちづくり協会への交付金事業などを継続いたします。

行財政経営の適正化・効率化の推進のため、公会計制度の運用とともに、保する公共施設を効果的・効率的に活用するために、公共施設等総合管理計画に基づいた取り組みを継続して参ります。

役場庁舎については、平成28年度に策定しました「役場庁舎及び関連施設整備基本構想」、今年度策定を進めている「役場庁舎他新築工事基本設計」を踏まえ、新役場庁舎実施設計業務に取り組んで参ります。

最後に、定例会に提出いたしました議案について申し上げます。

「北町蔵再生整備工事請負変更契約について」の議案が1件、「三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」など条例に関する議案が18件、「三春町堆肥センターに係る指定管理者の指定について」、及び「三春町北町蔵に係る指定管理者の指定について」の議案、予算関係議案は「平成29年度三春町一般会計補正予算」、「平成29年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について」、「平成30年度三春町一般会計予算」など18件で、あわせて39議案となっております。

これらにつきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。

慎重にご審議のうえ、全議案可決を賜りますようお願い申し上げます、新年度の所信と議案の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

…………… 議 案 の 質 疑 ……………

○議長 日程第6により、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第2号から議案第40号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第2号「北町蔵再生整備工事請負変更契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第3号「三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第4号「三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第5号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第6号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第7号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第8号「三春町帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第9号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第10号「三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第11号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と

いたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第12号「三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第13号「三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第14号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第15号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第16号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第17号「三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第18号「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第19号「三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議

題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第20号「三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第21号「三春町堆肥センターに係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第22号「三春北町蔵に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第23号「平成29年度三春町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第24号「平成29年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第25号「平成29年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第26号「平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第27号「平成29年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第28号「平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算(第4号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第29号「平成29年度三春町病院事業会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第30号「平成29年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第31号「平成30年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第32号「平成30年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第33号「平成30年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第34号「平成30年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第35号「平成30年度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第36号「平成30年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第37号「平成30年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第38号「平成30年度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第39号「平成30年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。
収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第40号「平成30年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。
収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第7により、議案の委員会付託を行います。

ただいま、議題となっております議案第2号から議案第40号までは、お手元にお配りいたしました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託、並びに全体会審査とすることに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるようお願いいたします。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第8により、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件の委員会付託につきましては、お手元に配付いたしました、陳情事件文書表のとおり、経済建設常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて散会いたします。ご苦勞様でした。

(散会 午前10時35分)

平成30年3月2日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 陰山 丈夫
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一人	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 増子 伸一 書記 影山 寛子

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	坂本 浩之

総務課長	伊藤 朗	財務課長	佐藤 保良
住民課長	遠藤 信行	除染対策課長	村田 浩憲
税務課長	佐久間 孝夫	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 敏夫	産業課長	新野 徳秋
建設課長	宮本 久功	会計管理者兼 会計室長	安部 良明
企業局次長	国馬 守		

教育長	高橋 正美	教育次長兼教育課長	永山 晋
生涯学習課長	本間 徹		

農業委員会会長	大内 昭喜
---------	-------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成30年3月2日（金曜日） 午前10時00分開会
第1 一般質問

6 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 おはようございます。開会に当たり、議長より傍聴者の皆様へ申し上げます。

本日は、嵐の中、傍聴にお出かけをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、6名の議員が登壇し、一般質問を行います。どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いを申し上げます。

なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードにされますよう、お願いいたします。

また、会議の様子を録音、撮影される場合は、あらかじめ議長の許可が必要になります。今回は、申し出がありませんでしたので録音・撮影はご遠慮願います。

なお、5月1日発行の「議会報みはる」に掲載するため、議会事務局職員が適宜会議の様子を撮影しますので、ご了承願います。

…………… 一 般 質 問 ……………

○議長 それでは、ただいまより、本日の会議を開きます。日程第1により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。質問事項は、質問と答弁がよくかみ合うよう、事前通告制をとっております。また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 ここで議事進行のため議長席を交代しますので、しばらくお待ちください。

(佐藤議長が16番席に移動、影山副議長が議長席に移動)

○副議長 それでは再開いたします。

16番佐藤弘君、質問席に登壇願います。16番。

第1の質問を許します。

○16番(佐藤弘君) さきに通告してある2件について質問いたします。

初めに、人口減少対策についてであります。

人口減少・少子高齢化に対する取組みについては、どの町も大同小異であります。三春町は10年後、20年後の将来を見据え、人口減少に歯止めをかける政策を打ち出すことが今、求められております。

三春町として現在いろいろな取組みを行っています。若い人が住んでもらえるような子育て支援、空き家を利用しての居住の取組み、住宅造成など。三春町、西に郡山市、東に田村市、この位置での人口減少に歯止めをかけることができる一番の施策は、大々的な宅地造成を可能にすることであると考えます。三春町として、農振地域等の見直しをする考えがあるのか、お尋ねいたします。

○副議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 お答えします。

全国的な人口減少・少子高齢化の問題は、地域経済の縮小や地域の活力低下を招くなど、深刻な問題と考えております。

おただしのおり、人口減少・少子高齢化に歯止めをかけるべく、各自治体で様々な取組みがなされ、三春町においても子育て支援や雇用の確保対策など、様々な取組みを行っています。

また、「ひと」が生活する上で欠かせない住環境に係る施策についても、転入者の増加や転出者の抑制を図る有効な取組みと考えており、こうした観点から、空き家の利活用や民間に

よる賃貸住宅の建設を促進する取組みなどを行ってきております。

同様に有効な取組みの一つとして考えられる宅地造成については、土地需要の動向や町有地の有効活用の観点を踏まえ、平成27年度に2カ所8区画の分譲を行っております。

平成30年度当初予算においては、こうした実績や今年度実施した宅地造成の可能性調査を踏まえ、採算性を考慮しつつ、子育て世代の購買意欲が持てる価格帯や立地条件での分譲が可能であると判断した、中規模の宅地造成に係る予算を計上しているところです。

おただしの大規模な宅地造成につきましては、用地買収や大がかりな造成工事が伴うことが予想され、採算性などを考えると、実施するのは非常にリスクが高いものと考えております。

また、宅地造成に伴う農振地域等の見直しについては、具体的な宅地造成の計画が検討される段階で、農振地域等に係る計画との整合性を図る必要が生じた場合に、検討を行うものと考えております。

○副議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○16番(佐藤弘君) 大変、私の質問の仕方が悪かったんだろうと思います。実際、宅地造成、町としてできる範囲で現在取組みを行われていることは重々承知であります。

私が質問した内容については、今後10年、20年後を見据えた中でのまちづくりと申しますか、ある意味では都市計画なり市街地整備なりいろんな中で、やはりうちを建ててもらって住んでもらう、そのことが人口減少歯止めである。

端的に言わせてもらえば、ある意味では郡山のベッドタウン化しても住宅をぼんぼん建てて、住んでもらうと。そのことが可能にするまちづくりをどうするのかという中身で質問したつもりでおるんです。

したがって、答弁にもありますけれども、27年度に2カ所、8区画、そして今年度、来年度ですか、予算の中にもありますよと、こういうことなんですけれども、実際的に、まちができるというのはもう限られているだろうと思うんですよね。したがって、1年間に仮に、まあ20区画であれば20戸、端的でいえば、20戸のうちができると。

したがって、これ毎年できるのかということそうではないだろうと思うんですけれども、10年であれば毎年やったとしても200戸しか建たないんですよね。したがって、それでは全く人口減少、少子化対策で歯止めがかかるのかって、私は歯止めはかからないのではないかと。

そういう意味では、大きなやっぱり大々的な宅地計画、したがって、町としてはこの地域はもう将来八島台じゃないですけども、400なり500の住宅をやっぱり建ててもらおうと、こういう計画をやっぱり計画をするというか、計画に向けて議論を、検討をすべきじゃないかという質問なんです。

したがって、大々的な宅地造成を町がやってくださいということは全くない。この答弁のとおり、金の問題もあるし、それからいろんなリスクが当然ある。したがって、大々的な大規模な宅地造成が町でできるとは、私は思っていないです。

したがって、民間がある意味では手が出せる、今いろんなことで農振かけたりしていますので、手が出せないという状況だと思うんですね。そういう中で、今後の住宅問題、それからここには書いておりませんが、工業団地なんかどこにやっぱりつくのかという、そういう接点をやっぱり知っておかなければいけないかと、そういうことの計画ですね、全体的な、やはり、30年度から始めていただきたいと、こういう質問ですので、再度答弁を

お願いしたいと思います。

○副議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 再質問にお答えさせていただきます。

まず1点、申し上げておきたいのは、かなり根強い宅地需要が旺盛であるという底堅い傾向がない限り、大規模な宅地造成は無理であろうというふうに我々は考えております。

具体的には高度成長時代のような、どんどん人口が増えてくる、所得も年々増えてくるという場合には、大規模団地をつくって、大いに栄えた地区も確かにございました。そういうビジネスモデルがあったのは重々承知してございます。

ところが、ここ10年、20年経過した前から考えてみますと、そういった大規模開発は影をひそめてございます。そういった点を踏まえて、先ほどの答弁にも盛り込ませていただきましたが、大規模な造成については、そういった理由も踏まえても、やはり無理ではないか、先ほどの再質問の中にも10年先、20年先を見据えてというお話でありましたが、大規模造成団地をつくるとなると、10年程度の準備期間、あとは分譲始まってからもさらにそのぐらいの期間ということで、かなりリスクの大きい仕事になりますので、そういった観点から踏まえても、なかなか踏み出せないということであります。

では、それを踏まえてとしても、そういう計画ぐらいは立ててもいいんじゃないかというふうなおたしだとは思いますが、これは考え方いろいろあるかと思いますが、400戸から500戸というところかなり大規模なマンモス団地ということになります。三春町は従前から地区ごとの土地利用計画、これは住民の方の話し合いをもとにして現在の姿に成り立っているというふうに考えてございます。

再質問の中にもございました、農振地域、これが障害になっているというふうな趣旨のご発言でした。確かに農振地域がはずれておれば、民間も入りやすいんじゃないだろうかという趣旨であろうかと思いますが、農振をはずす、あるいは農地を転用するという場合には、これは厳密な計画を求められます。これは町がやっても民間がやっても同じでございます。具体的な計画があって初めて、そうであれば全体のバランスからいって農業振興をしようとしている地域を若干縮小しても、例えば、宅地造成をすべきですねというふうな、そういうのが成り立たないと大規模造成というのはできません。

そういうことも踏まえますと、話がもとに戻ってしまうようになるんですが、今はそういった大規模造成団地ではないと、町では判断しておりまして、当面中小規模の宅地造成を重ねていきながら、事業をさぐっていくということになるかと思いますが。

高度成長時代のような大きなビジネスモデルは今当てはまらないと考えているのが、町としての考えでございます。

以上です。

○副議長 質問があれば、これを許します。

佐藤弘君。

○16番(佐藤弘君) 今の答弁の中でもそうなんですけども、具体的な計画がなければといますけれども、具体的な計画は誰がつくるのかということですよ。これやっぱり町がつくらなきゃ誰もつからない。

もう一つは、地域の声と言いましても、それぞれの地域でどうするかという話し合い、それはそれなりになされていると思います。ただ、問題なのは、三春町全体を考えてどうするのかという検討になれば、それぞれの地域、ある意味ではまちづくり協会を主としての集

まりの中だけの問題ではないと思いますね。

それから、今、家を建てる人がそういるわけではないと、需要と供給という話がありましたけれども、問題なのは、若い人が結婚したら、昔と違って、皆さんもご存じのとおり、同じうちに住むということではなくて、新たにうちをつくるという。したがって、核家族といえますか、ただ一つの団地ができて50年過ぎるとその団地は終わりだよという、こういうような背景はどこにでもあることですけれども、うちを建てる場所を、ある意味では提供するなり計画をしておかないと、そこにうちを建てるということには、1軒だけ建てるということには、なかなかならないだろうと思うんですね。

我々の知っている限りでは、岩江地区においては民間がぼんぼん、毎年宅造をやったりして、行ってみると、あれあれっていつの間にやらという住宅がいっぱい建っていますね。

ただ、住宅を建てる人がいないのではなくて、建てる場所がないのかという問題も含めて、もう一つは、一番最初に言ってありますけれども、三春町が生き残れる、そういう施策といえますか、政策は何なんだろうという検討を、そのことを機会にぜひやってほしいと思うんですね。

というのは、なかなかそういう意味で難しいと言いながらも、町がまず最初にどうするかというものがなくて、手のつけようがない。したがって、そういう話をまずやること自体も、この答弁ですと造成の計画が検討される段階といいましたね、この検討される段階というのはいつなんだろうかと。

もう一つは、端的にまた申し上げてみますと、歯止めをかける、要するに、毎年20戸のうちに建てられる宅地造成をやっていって、歯止めがかかると本当に思っているのか。どれくらいの方が、どれくらいのうちに建てば何とか歯止めにはかからないけれども、何とかいけるのではないかと、そういうことを検討されたのか、何かされていないような気がします。されていればその辺をお答えを願いたいと。

○副議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 あの大规模な宅地造成が一つの方法であるという趣旨については十分理解してございます。町では歯止めをかけるために具体的に検討しているのかというふうなおただしについては、先ほど答弁でも申し上げたとおり、さまざまな施策を組み合わせながら、現在も進めているというところであります。

したがって、大规模な宅地造成を町はぼんと打ち出すべきではないかというふうな趣旨をうかがいますので、その点についてお答えしますと、確かにそういった手法もあろうかと思いますが、先ほど申しましたとおり、投資期間、投資金額、そういったことから考えると、これは現実的ではないと。全く宅地造成をしていないのかということではありません。先ほどの中でも中小の規模でありましたけれども、少し宅地造成を行って宅地を供給していると。30年度予算にもこれからご審議いただくようになるとは思います。そういった宅造の計画も出してございます。その中で、最初の回答で申し上げました、旺盛な宅地需要があれば、必ず兆しはあるはずで。民間企業も動き始まっていると思います。そういったものを総合的に考えて、宅地についての将来計画をつくるということであれば、そういった根強い宅地に需要があれば、町としては当然取組んで参ります。

今、残念ながらそういった兆しを感じられないので、町としては現在こういった施策をやりながら、そして30年度には新たにそういった宅地造成、これは大きな宅地造成ではありませんが、それを行いまして、需要を、今後の推移を見守っていくというふうな性格を持た

せまして、そういった事業をやりたいというふうに考えているわけでございます。

あと、先ほどの質問にありましたとおり、何戸建てれば何人増えるというふうな簡単な算定式はございません。大変申しわけないんですが、そういうことではなくて、総合的な対策をして、雇用から子育て環境からそういったものが複合的にあわさって初めて人口が増えるというふうに我々は考えてございますので、そういった単純な、何戸建てれば何人増えるというのは持ち合わせてございません。

以上です。

○副議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○16番(佐藤弘君) 余りにも消極的な町の姿勢なのかなと思うんですよね。前に町民と意見交換時の意見、要望に基づく町への申入れ内容ということで議会を出している。この中には、若者が町内への住宅の新築、定住を希望しても崖地や農地法の規制により、住宅を建てられる土地は限定されるため、町外に移転してしまう傾向が強い。そのため、三春町農業振興地域整備計画を見直すなど、円滑に農地転用に宅地化できる可能性を見出すことということで、これは議会が各地区で意見交換会を行ったときに出したものを全協で皆さんと話をし、議会の申入れということで町に上げているということは、やはり、地域においてもそういう声が出ているということなんですね。

ただ、それが私が言っているのは、宅地だけうんぬんではなくて、先ほども出たように、工業団地をどうするのか、そういうまちづくりをやっぱり検討すべきではないかということを行っているんですよね。したがって、町が言っている宅地造成の検討を仮にするとすれば、そういう声が出たといつて、そういう声が出たとき、あつという間にそういう計画が町ができるのかということ、私はそういうことではなくて、2年なり3年なりやっぱり練って練って、仮にこうしようと思ったときに、その地域の指定して許可を県なり国なりもらう、そういうことも含めてやっていかなければならないという、いろんなものが出てくるから1年ぐらいでということにはならないだろうと思うんですよね。

そういう意味では、計画が出て、実行されるということでも4、5年かかるんじゃないかと。そういう中で、検討をしなければならぬんじゃないの。そうじゃないと、じり貧でいくんじゃないの。そういうふうに思われますので、再度、検討についての考え方だけ、再度お聞きをして。

○副議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 ご質問の趣旨はよく理解しているつもりでございます。宅地を求めたくても農振が邪魔になっているという声も確かにあろうかと思えます。ただ、ここで落ち着いて1回考えてほしいのは、町はさまざまな土地の利用計画の中があつて、初めてバランスがとれて成り立っているということでもあります。今回、宅地造成の障害になっているやに伺います農振地域についても、これは農業をどんどん振興していきましょうと、今大変苦戦はしておりますが、実際努力をしているエリアとして国や県の費用を投入してつくっているというのがあらかたであります。それが、先行きがどうも怪しいということも背景にあるのかなというふうに推察しますが、そういったことを踏まえても、農業の振興、あるいは宅地の造成、あるいは市街地の活性化、全てこれは複合的に絡んで参りますので、今回、端的に大規模な造成、団地造成をやれば弾みがつくのではないかと趣旨だと思っておりますが、そういうふうな簡単なことではないんじゃないかなということ、先ほどから申し上げております。

ただ、全く町は宅地造成に消極的ではなくて、今できる範囲で、ある意味、戦略的に宅地造成をやってみようということで、30年度にもそういった計画を出しております。そういった推移を見ながらも、それが旺盛な需要があったということであれば、これは我々が思っている以上に需要が強いんだということは、我々としては十分認識できます。民間も当然複合的に動き出すというふうには期待はしますが、そういったものがない中で、大規模にいきなりというのはなかなか計画づくりといっても裏づけがない中での計画づくりは難しいと、そういうことを申し上げております。ご理解をお願いします。

○副議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○16番(佐藤弘君) 時間がだんだんなくなっているようですから、最後に申し上げたいと思うんですけども、農振地区、農業を一つ振興すると、こういうことでの農振地区、当然そういうことだと思うんですけども、仮にそのことについてふれられておりましたけれども、今農業人口なり農業を主とする世帯といいますか、ほとんど兼業なんですね、兼業でもって大体75くらいの方が何とか兼業をやって、したがって、その下はいないと、後継ぎもいないと、やる人もいないと、私が亡くなったら終わりだよと。こういう声をかなり聞きますね。

したがって、この畑だ田んぼだどうしたらいいんだべと、そういうことを含めて、やはり農業大事だ、農業振興だなんていう中で、農家の人ら、兼業農家の人らの声もきちんとやっぱり受けとめていく中で、私はやっぱり宅地の一つ例を挙げて言っていますけれども、宅地と言えなくて、将来設計、町をどういうふうにつくっていくのか、そういう中での農振が絡んでくるし、都市計画もいろんな観点からあるだろうと思うんですね。それを含めた検討はもうすべきじゃないが。してますよと言われるのはいいんですけども、何かその年その年で、ことしは20戸、前は8戸ということしか出てこないもんですから、そうじゃなくて将来的にはこういうふうを考えて、住宅でいえば、ことし20戸、来年20戸、再来年30戸、こういうふうに必要なは三春町に住んでもらえるようにしていくんだよというものが言われればいいんですけどもそれがなくて、いや来年は何とかいろいろ検討して20戸ぐらい、こういうことではやっぱり将来が見えない。こういう意味での提起でありますので、再度、検討をお願いをしたいと思います。

○副議長 当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 町ではさまざまな計画で三春町を振興しようという計画をつくってございます。既にご案内差し上げておりますので、その点にはふれませんが、その中でも人口を増やすためにこういったものやっけていきたいというふうなお話をさせていただいております。

今後は今ただいまご指摘いただいたように、そういったビジョンを描けるような、ある意味コメントも出していく必要があろうかと思っておりますので、その辺については取り組んで参りたいと思います。

ただ、先ほどの話の中の大型の宅地造成という話については、先ほど申し上げた理由によりまして、今すぐに盛り込めと言われても、それは町としては盛り込む考えはございません。以上であります。

○副議長 質問があれば、これを許します。

(ありませんの声あり)

第2の質問を許します。

○16番(佐藤弘君) 次に、小学校の再編に向けた検討委員会の設置について質問いたします。

中学校の再編のとき「三春町学校等の施設整備検討委員会」の第二次答申として、小学校の再編方針については中学校の再編計画が実施され、複式学級が出現した段階において、再度検討を行うことが必要であると記載されております。

すでに複式学級、沢石小2つ、中妻小1つ、議会としても申入れ書を提出しておりますので、平成30年度には設置すると考えますが、いかがでしょうか。

○副議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問にお答えいたします。

現在、小規模小学校各校の学校運営協議会開催時に担当課職員が赴き、昨年7月に策定した「町立小学校再編等に係る対応について」を用いて、今後の児童数の推移予測など、その内容についてお知らせをしているところであります。

また、あわせて運営委員の方々から学校の近況や将来像等について意見聴取を行っており、今後も保護者や地域の方々への情報提供や意見交換を進めて参りたいと考えております。

これからも引き続き保護者などの意向の把握に努めて参りたいと考えておりますが、小学校再編への具体的な要望等がない状況ですので、現時点においては、小学校再編に向けての三春町学校等の施設整備検討委員会の設置については考えておりません。

○副議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○16番(佐藤弘君) 小学校の再編について、要するに中学校のときの第2次答申であったわけでありませけれども、この第2次答申の受け方について、答申されたそのものを尊重する立場をとっているのかいないのか、とっていないんじゃないかというのがおおかた議会の中でもそういう。したがって、議会といたしましても、早急に検討委員会を設置すべきという申入れも行っているわけでありませ。第1点に再度その答申についてどのように考えているのかお尋ねをします。

さらに、今回の答弁の中身、町立小学校再編にかかる対応についてという中身でお話をされています。教育委員会といたしまして、大変各地域においていろいろPTAの集まりなどに参加をしながら意見交換などをして、大変結構なことだったと思うんですけども、問題なのは、これはあくまでも教育委員会としての再編に係る方針といいますか、考え方を述べたものでありませ、再編等については町が行う、教育委員会が再編を行うんじゃないかと、検討委員会設置等については町が行うべき中身であります。

この小学校の再編にかかわる対応についての中でも、既に再編について検討しなければならぬ複式学級編成の小学校が実在している現状にも、小学校の教育環境に関する現況把握とともに、今後に向けての検討を進めていく必要がありますと、こういうことをうたっているんですね。

ということは、あとは町がやっぱり検討委員会をつくってやってもらわなければ困るよという、ここまでする教育委員会の範囲ですから、そういうことがうたわれています。

それから、小規模な学校については再編も視野にして地域で話をします。これも教育委員会です、そこまでするだろうと思うんですね。そういうことが盛り込まれて、きちんと書かれています。

それから、もう一つは、教育環境についてなんですけれども、小規模校、中規模、大規模、

三春小学校も中規模なのかなと思いますけれども、この教育環境の格差があります。この格差についてやっぱりなくしていくというのが、三春町であれば三春町の小学校が同じ環境にできるだけ、全く同じということはないんですけど、できるだけ同じ環境をつくっていくと。したがって、少なければ少ないなら、それはそれなりのメリットがあるからいいんだということではないと思うんですね。これはやっぱり町そのものがどういう子供たちの教育環境をつくるのかという中で議論をされる、ある意味では検討委員会の中で議論をされるべき話なのかと思います。

答弁の中身を見ますと、学校運営委員会なりいろいろ地域の方と話をして意見を聞いています。ただ、あくまでも運営委員会なり地域の、仮に行政、またはまちづくり協会なりが採点するのかもしれないのかという議論を議題としてするなどということは多分ない。

したがって、できるのはやっぱり町であるし、町がきちんと検討委員会をつくって、つくったから再編しなければならないということではなくて、再編をもうしなければならない状態にあるのではないかと、こういうような問題も含めて問われていると、私は思うんです。

また、保護者から聞くといったって、保護者の方に、あんた再編したいと思うんですか、どっちなんですかと、こういう聞き方ではないと思うんです。教育委員会で言っているのは、仮に今後、再選があるとすればこういうことになりますよっていう話はするかもしれませんが、再編についてああだこうだということで聞き取っているとは思わないですよ。

したがって、要望がない状況でそういう書き方、答弁なんですけれども、要望というのは誰が出すのか、地域が出すのか、地域が子供たちの教育環境について、いや大丈夫だ、こういうことが言えるのか、そういう議論をすれば言えると思うんですけども、そうでないのに言えるということは、私はないんじゃないかと。

保護者から仮に聞くということであれば、保護者、これ一つ例でありますけれども、6人の保護者がいると、3人が再編してくれると、3人が今までいいと言った場合はどうするんですかね。保護者の考えを尊重するという、そういう立場なのか。一本に絞るまでだめよと、話し合っって一つに絞ってどっちかにしてくださいと、こういうのがある。現状維持でそのままかまわないでいくのが。

私は、そういう問題ではないと思うんだよね。それがやっぱりきちんとした検討委員会、有識者を含めた中で議論をしてもらって、将来的な、ただ、仮に再編すべきだといっても1、2年で再編が可能だとは、私は思っていません。したがって、5年先、10年先、今まさに複式が2つある学校がある中では、議論を検討すべきだと、こう思いますので、再度、答弁をお願いします。

○副議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問にお答えいたします。

教育委員会では毎年のように懇談会を開いて、小学校の統合についていろいろ保護者からの意見を聴取をしております。振り返ってみますと、中学校の再編のとき、これは保護者から強い要望が、要請が出ておりました。したがって、まずは中学校の統合はすべきであると判断をして進めてきたわけでありましたが、中学校と小学校は全く生育過程、成長過程というのかな、これが違います。少人数、小規模校では中学生は部活動もできない、さらに成長過程で多くの生徒の中で切磋琢磨をしなければならない、こういうことが保護者として統合してくれという要請に直接結びついたものと、このように考えております。

町としては、統合小学校の統合をしないということは全く考えておりませんし、今までの

議会の答弁でも申し上げて参ります。

ただし、保護者や地域が小学校の統合について要望、要請、こういうものがほとんどない中で、行政が一方的に無理押しをして小学校の統合を進めるという考えは持っておりません。

したがって、再編を目的とした検討会を立ち上げるということは、今のところ考えていないと、こういうことであります。過去に町がある2つの学校を統合するということを発表したことがあります。大変な問題になって、分町騒ぎにも発展するようなことがありました。そして、町は急遽取り下げたと、こういうふうな経緯もあるわけであります。

中学校と違って、小学校に対するそれぞれの地域の思い、これは中学校とは違うんだと、こういうことがはっきり実証されていると、こういうふうに捉えております。

そんなことで、これからも各学校の実情を保護者や地域に説明をしながら、再編についての意向を確認して参りたいと、このように考えております。

○副議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○16番(佐藤弘君) 1点は、要するに中学校のときの第2次答申についてどう考えているのかと、先ほど言ったんで、その答弁がなかったんで、再度。

○副議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 答申の内容を尊重するのかもしれないかと、こういうことだと思いますけれども、今申し上げたような考えに立って、尊重するのかもしれないかと、そういうことではないと、こういうことでもあります。

○副議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○16番(佐藤弘君) するとかもしれないとかでないという答弁は無視すると、そういうことですよね。非常に私は残念なことだと思うんです。それは、その答弁について、今言った理由で検討委員会のほうに立ち上げをしないんだよという、その理由は後でつけた理由であって、やっぱり約束ごとというか、人との答申が出た中では、立ち上げて、立ち上げた中で今の町長が言った発言をして解散というなら、私は道理としてわかるんです。

したがって、立ち上げるべきだと答申があって、何もしないで議会のときにそういう答弁をしても、理由にもなりませんから、答申をしたほうからすれば無視されたということにしかならないと、私は思います。

まず、それはさておいて、今後の問題として時間がないので端的にお伺いをいたしたいと思うのは、要望がないということですから、これは教育委員会が実施をしていますので、町に聞くということではないんで、教育委員会に聞くべきことかなと思うんですけれども、今まで各地区でやって、再編の話をして、再編しなくてもいい、こういうことで保護者から話があったのか、再編についてどうするのか聞いて、要望がなかったのか、全くこの要望がないというのは、言えないということと、聞いて、いや再編しなくてもいいということで要望がないのとは全く違います。

もう一つは、今後保護者から再編してくれと、1人でもあったら再編に向けていくと、こういうことでよろしいのか、2点についてお尋ねをします。

○副議長 当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長 まず、学校に説明したときの状況なんですけど、説明に当たっては、現段階で再

編するしない等の明確な構想、計画等は教育委員会としては持っていないと、将来的には再編も選択肢の一つとして視野に入れて、学校のあり方を地元の方々と一緒に考えてほしいと、まずそれを申し上げました。

反応につきましては、学校により若干異なりますが、まだまだ先の話ではないかという意見もありましたし、または、地元小学校があったほうがいいけれども、万が一、再編が決定すれば地元が納得できるしっかりとした丁寧な説明、そういったものの対応をしてほしいというような話がありました。

全くどちらに再編するしないというふうな、はっきり言うてしまうと、残したいんだけど、将来、何十年もこういうのは続かないのかなというふうに認識している部分は、確かにあったかと思います。

以上です。

○副議長 質問があればこれを許します。

佐藤弘君。

○16番(佐藤弘君) あと4分残されていますので、今の答弁もそうなんですけれども、もし再編するならば早目にひとつお願いをしたいと。要するに、再編をしてくれとか要望は地域からは多分ないんじゃないのか。町がやるのを待っていると、ある意味ではね。町が決断をして、いやここの地区の小学校については、やっぱり町としては再編をせざるを得ないと思っているんですけれども、どうだべという話を待っているから、再編するといえば早目に言ってくれという言葉になるんだと思うんですよね。

だから、きちんとした町が方針を示す、ある意味では検討委員会を立ち上げる中で地域に入らないと、このままずっと、ずっとというのはおかしいですけども、ある日、突然、地域で話もないのに町からという、今の答弁でこんなことはあり得ないということですよ。要望がなければやらないということですから。

しかし、そんなことは、私はあり得ないだろうと、念を押して最後の答弁をいただきたいと思います。

以上で終わります。

○副議長 当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 今の保護者の皆さん方は、自分の考えをはっきり言います。中学校のときもそうでありましたけれども、言えないんじゃないかと、そういう捉え方は、私はできないと、このように思っております。

学校再編というのは保護者にとっては非常に大きな問題、課題であるだけに、言えないということは、私はあり得ないと、はっきり言うと、保護者は、そういうふうにとめております。

○副議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○副議長 ここで議長席交代のためしばらくお待ちください。

(影山副議長が15番席に移動、佐藤議長が議長席に移動)

○議長 それでは再開いたします。

○議長 8番渡辺正久君、質問席に登壇願います。8番。

第1の質問を許します。

○8番(渡辺正久君) 議長のお許しをいただきましたので、私2件について質問をいたします。

1件目は、三春町立小学校再編に係る検討委員会の設置についてであります。

この質問は、今ほど質問いたしました16番議員と重なりますが、それだけに関心の高い重要な課題であるのご理解をいただきたいと思えます。

昨年の10月、三春町議会といたしまして、町に「三春町立小学校再編に係る検討委員会設置」の申入れをいたしました。当時、私、三春町立学校再編等調査特別委員会の委員長としてその申入れ書を取りまとめた、当時まとめた経緯がございます。その後、対応についてお聞きしておりませんでしたので、改めて検討をしていただいたかお尋ねをいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 質問に対して答弁をいたしますけれども、先ほどの16番議員と重複するかもしれませんが、小学校再編への具体的な要望等がない状況であることから、現時点においては、小学校再編に向けての三春町学校等の施設整備検討委員会を設置する段階には至っていないと考えております。

今後も保護者や地域の方々への情報提供や意見交換を進めるとともに、引き続き保護者等の意向の把握に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) 第7次三春町長期計画及び三春町人口ビジョンのいずれにおきましても、平成36年度には町の人口が1万5,000人くらいになってしまうというふうに予測をされております。伴いまして、児童数も平成29年度の823人から平成35年には717人と100人減少するようであります。今後、人口対策、また少子化対策を積極的に推し進めましても、問題の解消にはならず、毎年、児童数が減ってくるのではないかと思われれます。現在の6校制がいつまで持続できると町は見通しておられるのかお聞きをしたいと思えます。

もう一点なんですけれども、住民の皆さんからの要望は今のところないということは、そういうふうな要望が出た時点で検討をしていくというようなことだと思えます。今、よく住民の皆さん、郡山市の西田町、三春と隣接しております。そういうふうな中で、郡山市の北部のほうの商業施設に買い物等に行くときは、あそこの今度4月に開校されます学校の脇をよく通ります。そういうことで、関心も高いのかなと思うんですけれども、私も最近いろんな方から今、再編というようなことも聞くんですけどもどうなんだいと、その中で、町はどう考えているのというような話も聞きますので、そういうことからこう考えますと、やはり、皆さんの耳には、町の考え方というのはなかなか浸透していないんだなというふうにも思われれます。

今、各地区との懇談会も出前懇談会方式にかわりまして、なかなか住民の皆さん、各地区に皆さんの声を聞く機会というのは少なくなっているのかなと思えます。そういうふうな中で、この小学校再編等に係る問題につきましても、どのようにして町は住民の皆さんの声、地域の要望を収集するのか、その辺のお考えもお聞きしたいと思えます。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 意向集約の方法ということでありますけれども、先ほども申し上げましたが、教育

委員会では毎年各小学校区単位に教育懇談会というのを開いて、いろんな現況報告をしたりして保護者の方々の意向を集約に努めていると、こういうことであります。

そういう中で、小学校の統合についての要望、要請、そういうものの状況なども教育委員会とは常に意見交換をしておりますので、保護者や地域の広域性がなされると、できると、そういうふうな状況などを判断してきたらば、町は一緒になって統合について話し合ってきたいと、こういうふうと考えております。その辺が中学校と違う部分があると思います。

新聞だったかね、見たんですけれども、小学校がなくなったところに若者は住まないと、こういうふうなタイトルの記事があったのをずっと前にみたことはありますけれども、小学校というのは、地域の人たちが何十年も長年かかってみんなで作って上げてきた学校なんですね。それだけに保護者も地域の方々も小学校に対する思いは非常に強い、まして三春町は小学校区単位にまちづくり協会の組織をして自分たちの地域づくりを一生懸命取り組んでもらっております。それだけに、この小学校の再編というのは総合的に幅広い視点からも考える必要があるだろうと、そういうふうに思っておりますので、まずは先ほど申し上げましたが、地域からのそういう意向集約ができない中で、一方的に小学校の統合を進めるということには無理があると、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番（渡辺正久君） 今、答弁をいただいたんですが、私の一番の質問に対しては答弁いただいていないと思うんです。現状の6校制がいつごろまでというか、続けていけるのか、町としての見解といいますか、見通しをひとつお聞かせいただきたいと思っております。

あと、今町長から小学校の場合には地域の皆さん方の考え方というのも大変重いんだというような答弁がございました。私もその辺は同感でございます。それだけに、やはり各地域というか、地元の人たちとの意見交換する場、先ほど、教育委員会のほうで学校の保護者との懇談会とかいろんなことで話はしていると、状況の説明はしているということなんです、地域に行ってする説明というのは、なかなかできていないんじゃないかと思うんです。

ですから、その辺、いつまでも町の姿勢では、この問題、先に進まないと思うんです。

私は、さっき16番議員も言っておりましたけど、再編ありきではないと、果たして三春町はこれから将来、学校はどういう編成がいいのか、やはり、その辺を今からやっぱり検討していくと、各地域の皆さんと直接話し合いを、代表の方とするとか、機会を設けてそういうことからやっていかなくちやならないんじゃないかと、これは大変町長もおっしゃっているように、時間のかかる問題でもございます。ですんで、その辺、まずきっかけづくり、その辺をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 状況判断があると思うんですけれども、必要とあらばいつでも地域の皆さん方とも話し合いをすると、こういうことがやぶさかではありません。

それから、先ほど、今の状態がいつまで続くのかということでもありますけれども、生徒数の推移はある程度、シミュレーション的な話になるかもしれませんが、できると思っておりますけれども、いつまで続くのかということについて、明確な答えを出すというのは非常に難しいと、そのように思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) 　いつまでできるのかというと、なかなか言葉に出して答弁は難しいということなんだろうと思うんですけども、町としては大体何年度ころまではこの児童数の減少率から見ても大丈夫だろうというような見通しはしているというふうに理解してよろしいでしょうか。

あと1点は、ここ当分の間、そういうふうな議論が深まらない間は現状のままでいくんだということだと思うんですけども、これから将来に向かいます、心配されるのは講師であります。こういう講師をこれから将来に向けて必要な人数を確保していけるのか、また財政的な面からして負担にはならないのか、その点もお聞きしたいと思います。

○議長 　質問に対する当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長 　第1点目なんです、見通しということなんです、今現在の出生者数から想定している児童数、平成35年度まで把握しております。その段階では、現在と同じような規模ではありますが、若干縮小しますが、継続されるというような状況になっております。

あと講師の派遣なんです、講師の派遣につきましても、町のほうで予算化して対応していきたいと、引き続きそのような対応をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長 　質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 　第2の質問を許します。

○8番(渡辺正久君) 　それでは、2件目の質問に移ります。

生活ごみの資源化推進についてでございます。

今、全国の自治体において環境負荷の軽減、希少な資源の有効活用、ごみ処理経費の削減などの観点から生活ごみの減量、資源化を進める取組みがなされております。三春町の現状と今後の取組みについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長 　第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長 　ただいまの質問にお答えいたします。

三春町のごみの資源化の現状については、昨年度のごみの総排出量は5,967トン、うち燃えるごみ4,313トン、燃えないごみ215トン、粗大ごみ120トン、プラスチックごみ178トン、資源ごみ1,141トンとなり、このうち、プラスチックごみと資源ごみを資源化しております。リサイクル率は、22.4%と県内でも3番目に高いリサイクル率であります。

また、燃えるごみのうち、約40%が雑がみであることから、昨年4月に「雑がみ」の分別を始めており、搬入量は月平均1トン程度ですが、徐々に町民の皆様のご理解も深まっているものと考えております。

今後の取組みとしましては、雑がみ等の分別について、広報等を利用して、さらなるごみの分別を進めて、できる限り、燃えるごみの減量化を推進して参りたいと考えております。

○議長 　質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番(渡辺正久君) 　リサイクル率が県内でも3番目に高いということでございます。大変嬉しいことでありますし、これは誇れることでもあると思っております。

そんな中で、これをもう一段進めるために、一つ例としてお話申し上げますけれども、新

潟県のある自治体におきましては、生活ごみ対策の一環といたしまして、生ごみのバイオガス化に取り組んでおりまして、再生可能エネルギーとして生産を実現した自治体もあるとお聞きをしております。そこまでいなくても、今後生ごみの分別収集を図りまして、有機肥料化と申しますか、すなわち堆肥として再生させることをいいんじゃないかというふうに考えますが、その点について検討してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

もう一点は、町の清掃センターに持ち込まれた物品の中で、壊れてはいないんだけど、まだ使えるんだけど、必要がないから出したというようなものも多々あるんじゃないかと思うんですが、その辺の再利用はどのような現状なのかお聞きしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長 ただいまの再質問にお答えいたします。

今ほど、新潟のほうでバイオガスに生ごみをしているというふうなお話がありましたけれども、バイオガスにするためには相当の量の生ごみが必要です。三春町単独ではまず不可能であるということを申し上げたいと思います。

さらに、堆肥化させることはいかがかというふうな話ではありますが、これについては、従来から福島県内でもコンポストというふうな形で各家庭に配ったり、あとそういった形で生ごみの堆肥化を進めているというふうな現状があります。

それで、仮に堆肥化を堆肥センターとかそういったものでできないかというふうな話があるかもしれないんですけども、そういったものについては、今度流通コスト、流通経路、そういったものをいろいろな問題がありまして、そういった課題をクリアできる状況であれば可能かというふうな形では考えられます。ただ、今現在は難しい問題があるかと思っています。

2点目、ごみがまだ使える可能性がある、ごみが清掃センターに入っているものについて、そういったものを再利用しているのかというふうなお話かと思いますが、今現在、再利用しているというふうな状況にありません。全て、多少使えるかなというものについても、大型ごみについても粉碎して焼却とかせておりますんで。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

渡辺正久君。

○8番（渡辺正久君） なかなか今すぐ検討してはと言われても、いろんな知識がないとできないと思うんですけども、これから一つ前向きに考えていっていただきたいというふうに思います。

それと、まだ使えるものの再利用なんですけれども、これらにつきましても、やはり利用できるのは、例えば、年に一、二回、そういうようなものを皆さんに公表して、使えるものは使っていただくというような、何か再利用の方法も考えていただきたいというふうに思います。

そういうことで、ごみの減量化とか再利用については、一層努力してというか、効率の上がるように、利用率が上がるようにやっていただきたいんですけども、それらとあわせて、あとはごみの排出を抑える、そういう取組みもやっぱり必要なんでないかなというふうに考えますけれども、その点、何か考えていることがあればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

遠藤住民課長。

○住民課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

前向きに考えていってほしいと、ごみの減量化と再利用等ですね。それについては、有効なものがあれば町民のためにそれは町としては取り入れていくことはやぶさかではないと考えております。そういう形で進めていこうとは思っております。

なお、2番目の排出量の抑制というふうなお話ですが、先ほど答弁しました雑がみについても、燃えるごみの40%、大体あるわけなんですね。そうすると、燃えるごみを出す分が減るというふうな形で、これについても抑制していると、排出されるごみというものを抑制しているものだというふうに捉えております。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しておきました3件について質問をいたします。

まず1件目、東日本大震災では、地震においては郡山市や須賀川市などの近隣の町村よりも三春町は道路やライフラインの被害が少なかったと聞いております。自然災害においては予測できないことが多くありますが、町民が安心して暮らせるまちづくりは町政の大きな柱であります。町の防災対策について、今回は土砂災害と火山噴火について、以下の4点にお尋ねいたします。

1、昨年の台風21号の被害について、三春町ではどのような被害があり、被害総額はいくらでありましたか。

2、道路ののり面の持ち主の方々はそれぞれ土砂崩れ対策を工夫されておりますが、今後高齢化が進み、自力で手入れができなくなる可能性が出てきます。危険と判断される場所については、町として対策をとるべきと考えますがいかがでしょうか。

3、町民に配られているこのハザードマップですが、台風21号の被害と照らし、予測どおりであったのか、またハザードマップの見直しは何年ごとに行われるのか伺います。

4、火山の噴火について被害の可能性はないのかお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 第1の質問にお答えいたします。

1点目の昨年の台風21号の被害状況についてですが、町道ののり面の崩れが27カ所、農道ののり面の崩れや水路の閉塞が16カ所、その他敷地内ののり面の崩れで、公園施設1カ所、町営住宅2カ所、体育施設1カ所、町営墓地1カ所、避難広場1カ所、仮置場3カ所、計52カ所で被害があり、被害総額は約4,800万円でした。

2点目のおたただしですが、個人所有ののり面は土地の所有者の方に管理していただいております。民地については、所有者の方の管理になるため町で工事を行うことはできませんが、のり面の崩れにより道路への被害が懸念される箇所については、官地に土留め等を設置して対策を講じております。また、個人所有ののり面において崩れの恐れのあるカ所については、のり面保護としてブルーシートなどの資材支給により対応しているところでございます。そのような箇所については、所有者の方と相談させていただき、道路の維持管理に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

3点目のハザードマップと実際の被害箇所についてですが、防災ハザードマップ（土砂災害編）に掲載している土砂災害危険箇所は、県が調査を行い、住宅等への影響を考慮した上で指定されております。実際の被害箇所は小規模なものも多数あるため、ハザードマップと必ずしも一致はしておりません。

ハザードマップの見直しにつきましては、町では平成26年度に防災ハザードマップ（土砂災害編）を作成いたしました。その後、土砂災害警戒区域等の追加指定があったため、今年度中に改訂版を作成することとしております。

なお、改訂の期間につきましては特に定めはなく、県が警戒区域等の見直しを行った場合、または町の地形等が変更になった場合など、必要に応じて改訂を行いたいと考えております。

4点目の火山の噴火に関する被害の可能性についてですが、自然現象であり、予測が難しい状況でございます。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番（山崎ふじ子君） ハザードマップが今年度中に改訂となることですが、このハザードマップ、これをもとに自分の地域をよく見てどのような被害が考えられるのかということを見るわけですので、今回、これを配られたものと、非常に大ざっぱでして、細かいところの表示がなく、今回の台風の被害での実態と大分かけ離れているなということが感じられます。

今度つくられるものについては、もう少しきめ細やかな表示が必要かなと考えます。ぜひ今回の被害などを反映させたマップづくりをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

もう一点目ですが、火山の噴火についてです。これは本当に予測できないことでありまして、日本各地で噴火が続々と起きております。三春町に安達太良山が一番近い火山ではありますが、この安達太良山が噴火した場合、全く町に影響がないのか、大規模な噴火の場合、噴石が北部地区には飛んでくるのではないのかとか、そういったことについて、やはり町として危険がないかどうかというのを把握しておくことは大切なんではないでしょうか。

いざ噴火した場合に、屋内に即避難をしなければいけない、学校などでも校舎内にすぐ避難しなければならぬという状況があるのかどうかというのは、私たちは日常、予防、災害を予防する意味でもきちんとつかんでおく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 1点目のハザードマップでございますが、間もなく完成となる予定になっておりまして、今年度25カ所ほど警戒区域と追加になりましたので、そちらを今の同じ状態のところ追加させてもらっております。

なお、紙面等の都合等があるものですから、それ以上大きな図面というのも、ちょっと今のところ難しい状態になっております。

2点目の、安達太良山の噴火の件ですが、自然現象で想定できないということなんです。文献によりますと、明治21年の1888年に磐梯山が噴火した際に、三春町まで石が飛んできたということが書いてある文書がありますので、一概に被害がないとは言えないんですが、それで想定できないということで、火山灰等は飛んでくる可能性もありますし、今のご時世、想定外のことが多いものですから、あとは皆さんがご自分で先に防災体制を取っていただくというふうにしていただければと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) のり面の土砂災害予防についてですが、持ち主が手入れが困難な場合、町に相談をすれば、ある程度、援助がいただけるというふうに捉えてよろしいでしょうか。確認させてください。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 のり面につきましては、道路のほうに崩れ落ちた場合等があると思うんですが、そういったことを防ぐために建設課のほうと、あと総務課のほうで相談に乗せていただきますので、個別対応でお願いしたいと思います。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○5番(山崎ふじ子君) 第2の質問をいたします。

学校における防災教育についてお尋ねいたします。

1、台風・大雪などで投稿中止となる際の判断は、どのような基準で誰が行うのか伺います。

2、防災訓練は定期的に行われていると思いますが、子供たちが通学路における土砂崩れ水害など、危険箇所を知っておくことは大変重要と思いますが、そのような授業は行われているのか伺います。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 初めに、台風・大雪などで臨時休業の措置をとる場合の判断の基準については、天気予報や実際の天候状況等から、強風や豪雨、大雪の恐れがあり登校することが困難である、または児童生徒の安全な登校が確保できないと判断した場合、臨時休業の措置をとっております。

判断にあたっては、学校ごとに校長が判断することが認められていますが暴風雨等については、町全域が対象となることから、各地区の小中学校の状況について校長と確認のうえ、小中学校長会長と教育課とで協議し、近隣自治体の情報も得ながら、教育長の判断で町内の全校を休業とする場合が多いのが実情です。

次に、通学路における危険箇所を知るための授業については、中学校の方部生徒会や小学校での通学班会等で、児童生徒同士で危険箇所の確認を行うとともに、担当の教員が安全な登下校について指導する時間を設けております。

また、危険箇所を記入した地図も学校ごとに作成し、毎年、PTAの担当者や教職員で見直しを行い、児童生徒への具体的な指導に用いております。

防災に対する意識を高めることは児童生徒が安全に学校生活を送る上でも大変重要であり、今後も指導の充実を図って参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 東日本大震災で群馬大の片田敏孝教授は小中学生を中心に地域を巻き込んだ防災教育を行って、8年目にあの津波に遭いましたが、すみません、石巻の小中学生ですね、99.6%もの子供たちが助かりました。釜石の奇跡と言われております。一

人一人が持つ社会対応力が防災であり、それは教育によって高めることができるとおっしゃっております。

教育で子供たちが身に着けた対応力が想定外を乗り越えさせたのであります。授業時間をさいて防災教育に対する時間をとることは大変であるとは思いますが、実際に地域に出てフィールドワークと申しましょうか、自らの通学路や自宅の周りなど、危険な場所をこう見て歩く、確認して歩く、そういった事業などの機会を設けることはできないでしょうか、伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

高橋教育長。

○教育長 先ほども申し上げましたとおり、各学校で通学ごとに学習したり、通学の行き帰り等でお互いに確認をし合いながら登下校したりということも行っているはずで。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 第3の質問をいたします。

死亡した人の所有名義のままになっている土地で、一見して誰が所有者なのかわからなくなってしまった土地を、所有者不明の土地と読んでおります。民間の有識者の調査では、このような土地が九州よりも広い410万ヘクタールに上っているそうです。こういった所有者が特定できない土地について、以下の3点についてお尋ねいたします。

1、持ち主不明の土地は、町内にどれぐらいあるのでしょうか。2、名義が亡くなった方のままの土地は、どれぐらいあるのでしょうか。3、将来、町内に土地を持っていても相続する人がいないという方から町に寄附したいという申し入れがあった場合、町としてはどのように対応されるのか伺います。

○議長 第3の質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 1点目の持ち主不明の土地についてですが、不動産登記上の所有者に係る情報が更新されないことにより、所有者が不明となっている土地は現存していると認識しておりますが、具体的な数値については把握していないのが現状であります。

2点目の不動産登記上の所有者の名義が亡くなった方のままになっている土地でありませんが、確認できる範囲で約1万筆になります。

3点目の相続する人がいないために、町に土地を寄附したいという方への対応についてですが、公共的な利用など有効活用が見込める土地は、寄附をお受けすることもあり得ると考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) 相続の方々が登記名を変更しなければならないという法的義務はありません。こういった土地をそのまま放置しておきますと、今後、公共事業に取り組むときに支障となり、事業の中止や中断を余儀なくされる可能性があります。

単純に考えてみても、少子高齢化、人口減少に伴い、相続を受けていく方も減っていくわけでありまして。したがって、町としては町内の土地の名義が現在、生きている方々の名義に

なるように、相続する方の相談窓口を設ける、相続する方に奨励金を出す、または相続に伴う戸籍謄本などの書類については無償化するなど、そういった対策に取り組み始めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤総務課長。

○総務課長 相続について、窓口をとるか、相談に乗ることは可能ですが、それ以外の費用等がかかるものについては、町で介入することはできないと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

山崎ふじ子君。

○5番(山崎ふじ子君) なくなった方の名義になっている土地が確認できる範囲で1万筆ということでありまして、かなり私も聞いてびっくりする数に上がっていると思うんですが、これをそのまま放置するということは、町にとって大きな損失になるのではないかと。いずれ、課税ですね、そういったものが不明になるとか、そういったことも考えられると思いますが、町として何か対策をとるといことはお考えないでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間税務課長。

○税務課長 ただいまのご質問ですが、登記名義の死亡者の筆数の増加の防止ということで、町内にあります土地所有者がなくなった場合、これらにつきましては、相続人に対して代表相続人選任届などの提出を依頼してございます。さらに、それらの通知をするとともに、法務局で作成しております相続の手続き等のパンフレット、そういったものの情報も提供しながら、こういったものの増加について今後、抑制をするような取組みもして参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 4番松村妙子君、質問席に登壇願います。松村妙子君。

第1の質問を許します。

○4番(松村妙子君) 議長の許可を得ましたので、さきに通告しました2件についてお尋ねいたします。

まず1件目、学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備について、突然の心肺停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生AEDの知識と技能を体験的に普及する必要があると、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。

我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されております。しかしながら、今なお、毎年7万人に及ぶ方が突然死で亡くなっているとのこと。

学校でも毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生しております。その中には、平成23年9月の埼玉での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されております。

そのような状況の中で、既に学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広まりつつあり、平成29年3月に工事された中学校新学習指導要綱保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって、障害の悪化を防止することができる。また、心肺蘇

生などを行うことと表記されております。

胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法として直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにと明記されてあります。

しかしながら、全国における教育現場での現状をみますと、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で、小学校で4.1%、中学校においては28%と非常に低い状況にあります。

そこで、我が三春町においても児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築していくことが大事であると考えます。

そこで、3点についてお尋ねいたします。

- 1つ目には、小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性について、
 - 2、学校におけるAEDの設置状況について、
 - 3、教職員へのAED講習の実施状況など
- 具体的な取組みについてお尋ねいたします。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長 お答えいたします。

1点目について、三春町では、全ての中学校の全学年において、心肺蘇生法とAEDの講習を行っております。また、一部の小学校については、全校生がPTA・教職員と一緒に講習を受けております。

今後も、中学校では全学年での実施を継続するとともに、小学校についても学校の実態に応じた取組みを進めて参りたいと考えております。

2点目について、現在、AEDについては、町内全ての小中学校に設置しております。

3点目について、教職員へのAED講習につきましては、町内全ての小中学校で行っております。具体的には、日本赤十字社や田村消防署三春分署より講師を招き、実際に人形を使っての心肺蘇生法やAEDの使用方法を参加者が実体験できる講習を行っております。

今後も、教職員への講習のさらなる充実を図り、危機管理体制の整備に努めて参ります。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子君。

○4番（松村妙子君） 再質問といたしまして2点ほどお尋ねいたします。

1つ目には、小学生でも十分にこの趣旨を理解できるように、発達段階に応じて繰り返し学ぶことが大事であると思っておりますがいかがでしょうか。

2つ目には、万が一に備えて教職員全員がAED講習を受け、使用できるように取り組むことが必要であると思っておりますがいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

永山教育課長。

○教育課長 再質問にお答えいたします。

まず1点目、小学生ですが、小学校ではクラスの担任教師がプールでの体育授業を行うことからほとんどの教職員が心肺蘇生法やAEDの操作を取得している状況にあります。

夏休み期間中のプール開放時には教員とともに保護者も監視業務を行っていることから、教員とともに保護者も講習を受けている際に、子供も一緒に参加しているケース、そういったものも多いため、幼少時よりAEDが身近なものとして理解が進んでいるものと思われま

す。

全員の教職員のAEDの操作についてなんですが、先ほども申し上げましたように、小学校では全教職員がAEDの操作を習得していると。中学校でも部活動の事故対応、そういった観点から心肺蘇生法の講習会、全ての教職員が三春町では受講しております。

今後もこれらの取組みを継続し、緊急時の救命措置を確実にしていきたいと、そのように考えております。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 ここで一たん休憩をいたします。再開は、午後1時再開いたします。

……………・・ 休 憩 ……………

(休憩 午前11時52分)

<休 憩>

(再開 午後 1時00分)

……………・・ 再 開 ……………

○議長 それでは、休憩を閉じ再開いたします。

第2の質問を許します。

○4番(松村妙子君) 第2の質問に入らせていただきます。

特定健診の受診率の向上について、平成30年7月より国民健康保険運営主体が市町村から県に移るのに併せ、県は医療費と保健医療の抑制に成果を上げた市町村に財政支援をする方針を固めました。

健康増進へ8項目の評価指標があり、その中の一つに特定健診の受診率向上、2つ目には特定保健指導の受診率向上なども評価対象となっております。

また、この日々の生活における食習慣、喫煙、飲酒など知らず知らずのうちに私たちの体をむしばんでいるかもしれません。こうした習慣の積み重ねによって引き起こされる生活習慣病は日本人の死亡原因の5割を超えております。この生活習慣病を早期に発見し、改善を図るために特定健康診査を積極的に受診することが重要であります。

そこで、5点についてお尋ねいたします。

- 1、特定健康診査の状況について、
 - 2、未受診者対策として実施していることについて、いつから実施しているか、
 - 3、受診率向上に効果的だと考えている施策について、
 - 4、継続受診率向上のために実施していることについて、
 - 5、特定健診受診率向上に向けて、今後取組んでいくことについて、
- お尋ねいたします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 4番議員のご質問にお答えします。

特定健康診査は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上75歳未満を対象に行う健診で、メタボ健診とも呼ばれ、糖尿病による人工透析や、心筋梗塞、脳卒中など、生活習慣病の発症と重症化予防を目的としている事業であります。町は、国民健康保険の保険者として、加入者に対し実施しております。

1点目のご質問ですが、実施状況についてであります。平成28年度は対象者3,139名のうち1,451名が受診され、受診率は46.2%であり、制度が開始された平成20年

度から毎年、少しずつ向上している状況であります。

2点目の未受診者対策のご質問ですが、対象者への個別通知、それから土日の集団健診、また町内医療機関での個別健診の実施など、受けやすい機会の確保に努めているところであります。また、平成26年度から、41歳・46歳・51歳・56歳の各節目年齢の自己負担金を無料化することに取り組みました。平成27年度からは集団健診の未受診者に対して、電話により未受診理由を確認し、受診勧奨を行っています。併せて、町内医療機関に協力を要請し、通院中の検査結果の提供について求めているところであります。

3点目の受診率向上に効果的だと考えている施策というご質問ですが、平成27年度から実施しております未受診者の電話勧奨と、かかりつけ医からの検査結果の提供依頼により、それまで35%前後で推移していた受診率が約7%以上向上したことから、一定の効果があったと考えているところであります。

4点目のご質問ですが、健診の結果は、本人の健康管理に役立つことが最大のメリットでありますので、健診結果の意味について理解していただけるよう、分かりやすい情報提供に努めているところであります。また、健診の日程については、習慣化が図れるよう、期間や場所などについて可能な限り定期的な日程設定を心掛けているところであります。

5点目の質問にお答えします。

平成30年度から国保制度改革が行われ、特定健診受診率の向上や医療費の削減など、効果的な取り組みを行った市町村を評価し、ポイントにより交付金を配分する「保険者努力支援制度」が開始されます。交付金の増減により、加入者が負担する保険税にも影響することになります。これらを踏まえ、今後も従来の取り組みを継続していくことに加え、健康管理の必要性について町広報誌などを活用し、広く普及啓発に努めて参ります。また、すべての対象者について特定健診の負担金を無料化し、疾病予防を強化するため、関係議案及び予算について本定例会に上程しているところであります。

○議長 質問あればこれを許します。

松村妙子君。

○4番（松村妙子君） 再質問といたしまして2点ほどさせていただきます。

1つ目には、特定健康診査の状況について、年代別、また男女別の受診率を教えてくださいたいと思います。

2つ目には、この4点目のこの質問についての答弁の中で、健診の結果が本人の健康管理に役立つことが最大のメリットである。健診結果の意味について理解していただけるよう、わかりやすい情報提供に努めていただいているところであります。

そこで、2点目についてであります。継続受診に向けてということで、通知結果を工夫して対象者に自らの生活習慣の問題点を意識していただき、疾病予防や医療機関への早期受診につながるよう、また町では過去5年間のデータがあるので、経年変化をわかりやすく表示してあげることで、継続的な受診につなげていけるとは思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 1点目のご質問にお答えいたします。

特定健診の年代別、男女別の受診状況ということでございますが、平成28年度の受診状況については、40代の男性が19.9%、女性が24.5%、50代男性は22.2%、女性は36.4%、60代の男性は44%、女性は57.1%、70歳から74歳の男性は55.

1%、女性は60.3%となっております。若い年代ほど受診率は低くなっております。

また、全ての年代で男性の受診率が低い状況となっており、毎年同じ傾向で続いております。町では40代、50代の若い世代の、特に男性の受診率向上が課題と考えております。

2点目の、継続的な受診率、継続受診率の向上ということでのご質問でございますが、おただしのとおり、町では過去のデータについても管理しております。現在も健診の結果が、要指導、生活習慣の見直しが必要である、あるいは早目に受診が必要であるという方につきましては、過去のデータをわかりやすく色分けするなどして、個別に保健師等が電話、あるいは来所の相談、または家庭訪問などにより、個別に丁寧な説明をしているところでございますが、今後もご指摘のとおり、さらに充実して取り組んで参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問あればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 6番鈴木利一君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○6番(鈴木利一君) さきに通告してあります2点についてお伺いいたします。

1番目ですが、障害者差別解消推進条例についてであります。

昨年12月の定例会において、議員提出で「三春町障害を理由とする差別の解消を推進するための条例」が可決成立しました。この条例の根拠となるのは、平成28年4月から施行された障害者差別解消法であります。この法律のポイントは2つあります。1つ目は、差別的取扱いの禁止で、国、都道府県、市町村などの行政機関や会社や店などの民間事業者が正当な理由がなく、障害を理由として障害者を差別することを禁じるものであります。

2つ目は、合理的配慮の提供です。障害者にとって暮らしにくくするようなものや、事態があった場合、除去などの対応をすることを求めています。行政機関はこの提供が法的義務とされ、民間事業者は努力義務となっています。また、国の意向では、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ対応要綱の作成に務めるように求めています。

今年の10月から施行されるこの条例における三春町の現在の準備の状況について、お伺いしたいと思っております。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 1番目のご質問にお答えいたします。

「三春町障害を理由とする差別の解消を推進するための条例」が制定され、本年10月1日の施行に向けての準備状況ということでございますが、今年1月に、条例の施行に関して必要な細則を定めた施行規則を公布いたしました。

また、本条例の趣旨や内容について、事業所等においても十分に理解対応いただけるように、「障害者差別解消のためのハンドブック」を作成配付したいと考えており、現在その作成について取組みしているところであります。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) ハンドブックですか、の作成をしていると、現在しているということですが、このハンドブックについては、東京などでは東京都庁職員用とか地区町村用の職員用のパンフレット等が、あと民間事業者用には学校用だったり病院、銀行用といっ

たような業種ごとにまとめられていって、その内容は、差別的な事例の提示とか合理的な配慮というのはこういうことですよということで記載されて、結構、細かいところまで期待されて、本当にわかりやすい内容になっているわけでありませう。

そして、名古屋市なんかではそれを広報などを通じて、特集を組んで全市民に渡したということでもありますので、ぜひとも町内に、三春町においてもこういったパンフレットをぜひともわかりやすく、そして当然理解していただけるような内容でもって、全戸に配付をしていただきたいと思いますが、そういった配付の方法などについて、どんなふうを考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えします。

現在、作成しておりますハンドブックにつきましては、障害者の当事者の方にもご意見を求めて、具体的な差別、あるいはこういうことについて配慮してほしいというような内容についても盛り込みをして、作成を進めているところでございます。

ハンドブックを手にする方だけが理解していても難しいと考えておりますので、議員おただしのよう、広く町民に対してのこの内容についてお伝えをしていく考えでございます。

具体的には町の広報、あるいはチラシ等を通じて普及して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） パンフレットはそういった形でもらえるということなんで、ぜひともパンフレットを出して、文書を出したからいいという問題じゃなくって、これを多くの町民に理解してもらおうための何かイベントなり、そういった取組みを文書だけじゃなくって、何かもう一歩踏み込んだ、もう一つ何かをやってほしいと思いますが、そういった考えはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 三春町では障害者の社会参加やそういう理解を含めるというために協議する協議会を設置しております。そういう中で、皆様のご意見をいただきながら、具体的なイベント等の実施についても意見を取り入れて、町としても今後検討して実施して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 第2の質問を許します。

鈴木利一君。

○6番（鈴木利一君） 2点目の質問に移らせていただきます。

手話言語法の条例制定についてであります。大多数の人は、声を出してそれを耳で聞くことによって、コミュニケーションをとっているわけでありませう。私たちがコミュニケーションをとるために使うこの日本語を覚えるための環境は自然とでき上がっているわけでありませうが、日本語のそういったさまざまな知識を身につけたり、日本語をもっと自由に、自在に使いこなすということが、自然環境の中ででき上がっているわけでありませう。しかし、手話は法的に言語としてやっとなめられるようになったわけでありませうが、聾者に対しては社会的ないろいろな場面で不利益を被ったり、差別排除をされてきました。

日本国内においてもやっと2011年に改正された障害者基本法の中に「手話は言語に含まれる」というふうに明記されるようになりました。2013年に鳥取県において初めて手話言語法が条例として成立しました。そして、平成28年6月には「全国手話市区長会」が設立され、370を超える市区長が入会をしております。また、28年7月には「手話を広める知事の会」が設立されて、平成29年10月には全都道府県知事が参加をしております。平成29年12月現在、全国的には13府県、96市町の自治体がこの条例を制定しております。

このように全国の自治体では、手話言語法の条例を制定する動きにあります。三春町でも条例を制定をし、聴覚障害者のさらなる自立と社会参加の実現を目指していくことが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご質問にお答えいたします。

聴覚障害者のさらなる自立と社会参加を進めるために、手話の普及を図ることは大変重要なことと考えております。

しかしながら、条例を制定し手話の普及促進を図るためには、それを担う指導者の人材の育成が不可欠であるとも考えております。

ご承知のとおり、町では平成26年度から手話奉仕員養成講座を開講いたしまして、昨年の12月1日には、2期生12名が修了したところでございます。今後も、手話奉仕員養成講座を継続して実施することにより、まずは普及活動の担い手となる人材の育成に努めて参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) ご存じだと思うんですが、この条例の趣旨、これについては、まず我々普通の健常者が使う国語、日本語、これは学校教育の中で必然と組み込まれて、今現在います。この手話が言語だということは、学校教育の中で手話が普通に使われる、教育されるというのがこの手話言語法の大きな目的の一つなんですね。つまり、手話がどこに行っても通じる、利用されるということが非常に重要なことなわけです。

全日本聾唖連盟というところで出しているこの聴力障害新聞というのがあるんですが、これによっても、とにかくどこでも気兼ねなく、自由に手話が使え社会環境が必要なんだということで訴えているわけです。

手話が言語だというふうに認められている現在、そういったことが本当に必要になってくるというふうに思いますが、こういった背景の中で、今、三春町では手話要請講座2期目、4年間終わったわけですが、それで、12名、2回目としては12名の方が終了したということでありまして。今現在、町内に手話通訳奉仕員の方が何名いるのか、修了者は1期、2期でかなりの人数、30何人出ていると思うんですが、この手話通訳者が現在、登録者が何名ぐらいいるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 現在の手話奉仕員の登録状況というご質問についてですけれども、1期の26年度から2年間の終了した方が15名、2期目の修了者が12名、あわせて27名の講座の修了生がおりまして、その方々に対して、町では手話奉仕員の登録試験を実施しており

ます。

1期目の登録試験においては1名、それから2期目の登録試験は今月、2月の24日に開催いたしましたして、新たに5名の登録者が決定いたしましたところでございます。あわせて現在、手話奉仕員の登録者は6名となっております。

○議長 質問があればこれを許します。

鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 27名の修了者で6名の奉仕員の方が現在いるということですが、手話は使わないと忘れてしまうというふうに聞いています。

奉仕員になられた方6名については、日常的にもどこかでは使っていると思うんですが、せっかく三春町で4年間で27名の方が修了しているということでもありますんで、この手話講座終了者、せっかく覚えた手話を忘れないためにぜひとも奉仕員にならなくても、その理解者として必要ではないかというふうに思うんですが、この修了者の、奉仕員にならなくてもその後のフォローですね、どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐久間保健福祉課長。

○保健福祉課長 手話を学んだ方々のその後の活動についてというご質問だと思いますけれども、町としましても、議員おただしのおとり、手話は言語でありますので、少しでも覚えていただいた方については、いろいろな機会に今後たくさんの機会にそうした使える状況を確認していくことが大切であると考えております。

手話サークルへの参加や町の今後行います講座等についても機会をつくって、できるだけ多くの機会にそういう手話を使う機会を確保して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 9番三瓶文博君、質問席に登壇願います。

第1の質問を許します。

○9番(三瓶文博君) 議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しました2つの質問について質問をします。

まず1つ目でございますけれども、子育て支援対策についてでございます。

人口減少、少子化は、どの自治体でも同じであり、特に少子化対策は、どの自治体も独自に取り組んでいます。わが町でも、出会いの場の企画から妊婦対策、出産、育児、保育所、放課後児童クラブ等を実施しております。今年度からは、より一層の支援と利便性を図るため「子育て支援課」を設置し、取り組まれているところであります。

そこで1点目、平成29年度から新たに行った支援策はどのようなものがあって、その影響はどうであるか。また、子育て支援を今後どのように進めるのか。

2点目、子供の遊び場の現状は、どのようになっているのか。特に外で遊ぶことが難しい冬場等。お尋ね申し上げます。

○議長 第1の質問に対する当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 子育て支援課が昨年4月に設置され、間もなく1年を迎えますが、町の子育て支援施策は着実に実施され、順調に進んでおります。

平成29年度から新たに行った支援策でございますが、産後の身体的機能回復や育児の不

安などを解消するため、医療機関でのデイケアやショートステイを行う「産後ケア事業」、産後の体調が優れない方に対しヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行う「産後ヘルパー派遣事業」など、妊産婦や乳児を対象とした新規の支援を行ってきたところであります。

産後ケアについては、出産後心身ともに不安定になりやすい時期に、お母さんがゆっくり過ごし、保健指導を受けることで、安心できるとあって、利用されているところであります。

産後ヘルパーの利用者は現在のところおりませんが、制度の周知を図り、支援が必要な方が受けられるよう勧めて参りたいと思っております。

また、「三春町地域子育て支援センター」につきましても、平成29年4月より、第2保育所から旧中央児童館に移転し、独立した施設で運営しております。就学前の子供たちとその家族を中心に、安心して遊び、気軽に相談できる場所として利用されております。午前、午後と開館時間を拡大し、利用者の利便性が図られ、専任の保育士3名が常駐していることにより、手厚い対応が可能となっていることから、利用者も増加しているところでございます。

今後、子育て支援をどのように進めていくかについてですが、平成30年度から子育て支援課に「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を提供する体制を構築することとしております。母子保健施策と子育て支援施策を一体的に提供し、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進、児童虐待の発生予防等に関し、包括的な支援を行う機能と役割を持ち、従来の子育て支援策と併せ、子育て支援の体制強化を図ることとしております。

2点目についてですが、町では、遊び場や親子のふれあいの場として「子育て便利帳」の中に、町内26カ所の遊具のある公園や、運動のできる広場など、各地区ごとに身近な場所で遊べるところを紹介しているところでございます。

また、遊び場の施設として、保健センターでは月に2回、開放日を設けて、1階ホールで自由に遊ぶこともできますし、地域子育て支援センターも安心して遊べる場所となっておりますので、多くの方のご利用をいただければと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○9番（三瓶文博君） 今、新しい取り組み、大いに期待をしたいところでございます。

以前より、我が町においては、行政もサービスにあわせて各地域において町民によるボランティア、また子育て支援の団体等が活発に活動を展開しております。まさに協働による官民一体の取り組みがなされているわけでございます。大変素晴らしいことと思っております。

こうした支援の充実が、子育てしやすい町として、大きな三春の発信になり、これが人口減少対策にも通じると思っております。大切なのは、その周知のための情報発信ではないかとすごく思うんですね。

これは、いろんなところから問い合わせがあつて、いろいろそれを調べてみますと、町にその受け皿があるというふうなことがいっぱいあるわけですね。これも情報が浸透していないというふうなことがありますので、この情報発信をどのように考えるのか、また子育て支援対策の対象年齢をどこまでを考えてこれをやっているのか、そして、2つ目でございますけれども、答弁にもありましたが、親子のふれあいの場、遊び場として26カ所の公園、広場が、子育て便利帳に案内をされております。非常にいいものだと思います、わかりやすくして。

でも、このうちの5カ所は仮設住宅の敷地内、使えない状況にあります。そして、三春小

のグラウンドは陸上部の練習中には使えない、また貝山のグラウンドも申込みをしなければ使えない。室内での遊びは体育館など社会教育施設は、自由に使えない決まりとなっているわけですね。で、自由に遊べる広い場所が必要と考えますが、答弁のほか、どのようなお考えがあるかお聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

影山子育て支援課長。

○子育て支援課長 1点目の情報発信でございますが、いろいろあると思うんですが、広報等での発信とか、あと30年度には子育てのスマホを利用した情報発信を進めて、その中にいろんな情報を入れて、タイムリーに子育て支援の方に提供できるようにというふうな予定をしております。

もう一つ、子育て支援対象年齢でございますが、これはゼロ歳から18歳までを支給の対象にしております。また、今最後にあった遊び場でございますが、26カ所のうちの5カ所があれだということで、ちょっと精査不足な面もありますので、その辺はよく精査させて、公園の広場の周知にも努めていきたいと思っております。それによって利用も進めたいと。

また、グラウンドが使えないとか、いろんな重なってということでございますが、それについて広い場所と言われても、うちのほうでもう少しその辺は調べるところは調べてみて、対応できるのであればちょっと考えさせていただきたいというふうな答弁で、よろしく願いしたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○9番(三瓶文博君) それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

旧三春中学校の跡地利用について、現在、役場庁舎、図書館等の公共施設整備の検討を進めているが、旧三春中学校については、現在取り壊しを行っています。今後どのように進めるのか、お尋ねします。

○議長 第2の質問に対する当局の答弁を求めます。

佐藤財務課長。

○財務課長 第2の質問にお答えいたします。

旧三春中学校の跡地の利用につきましては、平成26年8月に三春地区代表区長、三春まちづくり協会並びに御木沢地区まちづくり協会など各団体の代表者からなる「旧三春中学校利活用検討委員会」を設置し、平成26年10月に「旧三春中学校利活用検討報告書」として取りまとめられ、町に答申があったところでございます。答申内容につきましては、町全体の安全・安心で快適な活力あるまちづくりに資する利活用を図ること、子育て支援の拠点、子供活動の場や親子活動の場として利活用を図るといったことが主な概要でございます。

この答申を受けまして、町としましては議会との協議を踏まえ、将来的に総合的な子育て支援施設として整備することを方針としております。

今般、旧校舎の解体工事が完了する見込みとなりましたので、具体的な方針の検討につきましては、中心市街地における貴重なまとまった土地であることから、町民や議会の意見をお聞きしながら対応して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○9番(三瓶文博君) 答弁の中にも説明がありましたけれども、旧三春中学校利活用検討

委員会の答申の後、これを取り壊したという経緯がありました。そこで答申を受けとめることは非常に大事だと思いますので、大切だと思っております。

そこで、第1の質問ともリンクしますが、これは子供のためのグラウンド利用などを考えるのか。また、答弁書にもありましたが、中心市街地における貴重なまとまった土地であるということがありますので、あわせて中心市街地活性化に資する利用も考えるのか、お聞かせください。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤財務課長。

○財務課長 先ほど、答弁で申し上げましたとおり、中心市街地における貴重なまとまった土地であるということは、誰もが認識しているところだとは思いますが。

グラウンドの利活用も含めまして、先ほど申し上げました対応、町民や議会の議員の皆様のお聞きしながら対応して参りたいと、総合的に対応して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

三瓶文博君。

○9番（三瓶文博君） 先ほど、再質問で最後にあれして、これが中心市街地の素晴らしいところに大きな土地が残っているのはここだけで、大体ここだけだと思うんですね。そういった中で、要するに活性化の利用も、要するに今答弁の中では、教育的施設ですか、そういったものをこう、いただいたわけでございますけれども、そのあわせて複合利用的なものも考えられるのか、もう一度ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長 当局の答弁を求めます。

佐藤財務課長。

○財務課長 活性化の利用についてのおただしかと思っております。その点も含めて、今後の検討であると考えておりますので、方針としましては、将来的には総合的な子育て支援施設としておりますが、その支援施設を中心として、活性化にどのようにつながるのかという点も含めて、今後検討をなされるべきものだと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

…………… 散 会 宣 言 ……………

○議長 これにて、一般質問を打ち切ります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時47分）

平成30年3月14日（水曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1番 新田 信二	2番 本田 忠良	3番 陰山 丈夫
4番 松村 妙子	5番 山崎 ふじ子	6番 鈴木 利一
7番 佐藤 一人	8番 渡辺 正久	9番 三瓶 文博
10番 佐久間 正俊	11番 小林 鶴夫	12番 橋本 善次
13番 影山 常光	14番 日下部 三枝	15番 影山 初吉
16番 佐藤 弘		

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長 増子 伸一 書記 久保田 浩

4 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	鈴木 義孝
副町長	坂本 浩之

総務課長	伊藤 朗	財務課長	佐藤 保良
住民課長	遠藤 信行	除染対策課長	村田 浩憲
税務課長	佐久間 孝夫	保健福祉課長	佐久間 美代子
子育て支援課長	影山 敏夫	産業課長	新野 徳秋
建設課長	宮本 久功	会計管理者兼 会計室長	安部 良明
企業局次長	国馬 守		

教育長	高橋 正美	教育次長兼教育課長	永山 晋
生涯学習課長	本間 徹		

農業委員会会長	大内 昭喜
---------	-------

代表監査委員	村上 弘
--------	------

5 議事日程は次のとおりである。

議事日程 平成30年3月14日（水曜日） 午後2時20分開会

第1 付託陳情事件の委員長報告並びに審議

第2 付託議案の委員長報告

第3 議案の審議

議案第 2号 北町蔵再生整備工事請負変更契約について

議案第 3号 三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め

る条例の制定について

- 議案第 4 号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 三春町帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 18 号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 19 号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 20 号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 21 号 三春町堆肥センターに係る指定管理者の指定について
- 議案第 22 号 三春北町蔵に係る指定管理者の指定について
- 議案第 23 号 平成 29 年度三春町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 24 号 平成 29 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 議案第 25 号 平成 29 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 26 号 平成 29 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 27 号 平成 29 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 28 号 平成 29 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 4 号）につ

いて

- 議案第29号 平成29年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第30号 平成29年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について
- 議案第31号 平成30年度三春町一般会計予算について
- 議案第32号 平成30年度三春町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第33号 平成30年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第34号 平成30年度三春町介護保険特別会計予算について
- 議案第35号 平成30年度三春町町営バス事業特別会計予算について
- 議案第36号 平成30年度三春町放射性物質対策特別会計予算について
- 議案第37号 平成30年度三春町病院事業会計予算について
- 議案第38号 平成30年度三春町水道事業会計予算について
- 議案第39号 平成30年度三春町下水道事業等会計予算について
- 議案第40号 平成30年度三春町宅地造成事業会計予算について

(議員提出議案)

議案第41号 三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

第4 特別委員会の委員長報告

第5 特別委員会の廃止

6 会議次第は次のとおりである。

(開会 午後2時20分)

…………… 開 会 宣 言 ……………

○議長 ただいまより、本日の会議を開きます。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第1により、付託陳情事件の委員長報告並びに審議を行います。

経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本定例会において、付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、3月5日第4委員会室において開会いたしました。

陳情第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

陳情者 田村市船引町船引字南町通52

日本労働組合総連合会福島県連合会田村地区連合会 議長 白岩 進一郎

本陳情は、福島県の最低賃金は、政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は全国でも31位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いことから、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げを求めるために、要望するものであります。

以上について、慎重に審査いたしました結果、地方自治法第99条の規定により意見書を提出することについては、妥当であると判断できることから、当委員会は、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告とします。

○議長 ただいまの委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

討論があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 陳情第1号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について」採決します。

お諮りいたします。本陳情は、只今の委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり、採択とすることに決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告 ……………

○議長 日程第2により、付託議案の委員長報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が、本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月1日に日程設定を行い、3月5日、6日、7日、9日、12日及び14日の7日間は第1委員会室において開会し、3月8日には現地調査を行いました。

議案第4号 三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上4案について、総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、議案第5号及び議案第6号については賛成多数により、その他の議案については全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上2案について、税務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 三春町帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 平成29年度三春町一般会計補正予算(第5号)について

以上2案について、財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成30年度三春町一般会計予算について

総務課長、財務課長、税務課長及び会計室長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、「財務課に係る事項のうち、役場庁舎新築工事実施設計業務について、業務の発注及び予算の執行に当たっては、あらかじめ議会と協議するとともに、事業費の圧縮を含め再度、精査すべきである。」旨の

意見を付して全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 経済建設常任委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が、本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は3月1日に日程設定を行い、3月5日、6日、7日、9日、12日及び14日の7日間、第4委員会室において開会し、3月5日には現地調査も行いました。

議案第2号 北町蔵再生整備工事請負変更契約について

議案第21号 三春町堆肥センターに係る指定管理者の指定について

議案第22号 三春北町蔵に係る指定管理者の指定について

以上3案について、産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。

慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第18号 三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

以上3案について、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

産業課長、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成30年度三春町一般会計予算について

産業課長、建設課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第38号 平成30年度三春町水道事業会計予算について

議案第39号 平成30年度三春町下水道事業等会計予算について

以上2案について、企業局次長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第30号 平成29年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について

議案第40号 平成30年度三春町宅地造成事業会計予算について

以上2案について、企業局次長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、宅地整備事業費について、事業費が1億2千百万円であり、それに係る分譲予定価格が、坪単価6万5千円と高額で、今の実情に則していない価格である。将来の売れ残りが懸念され、またこの事業が子育て世代を対象としていることも鑑み、「事業費の圧縮、安い単価で分譲できるよう販売価格の見直し、そして区画についても検討もすべきである」旨の意見を付して、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が、本定例会において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、3月1日に日程設定を行い、3月5日、6日、7日、8日、

9日及び14日の7日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第 3号 三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議案第11号 三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

以上8案について、保健福祉課長の出席を求め、詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第23号 平成29年度三春町一般会計補正予算（第5号）について

住民課長、子育て支援課長、保健福祉課長、教育次長及び生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 平成29年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第25号 平成29年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第26号 平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

議案第29号 平成29年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について

以上4案について、保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 平成29年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について

除染対策課長及び教育次長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第31号 平成30年度三春町一般会計予算について

住民課長、子育て支援課長、保健福祉課長、教育次長及び生涯学習課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第32号 平成30年度三春町国民健康保険特別会計予算について

議案第33号 平成30年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第34号 平成30年度三春町介護保険特別会計予算について

議案第37号 平成30年度三春町病院事業会計予算について

以上4案について、保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。以

上、慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号 平成30年度三春町町営バス事業特別会計予算について

住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 平成30年度三春町放射性物質対策特別会計予算について

除染対策課長及び教育次長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、所管に係る事項について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

…………… 議 案 の 審 議 ……………

○議長 日程第3により、議案の審議を行います。

議案第2号「北町蔵再生整備工事請負変更契約について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第2号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第3号「三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第3号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第4号「三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第4号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 議案第5号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(議長の声あり)

○議長 討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

○議長 まず、本案に対し反対の発言を許します。反対の討論はありますか。

(議長の声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君

○5番(山崎ふじ子君) 私は、第5号議案に対し、反対の立場で討論を述べます。

総務省の家計調査によりますと、エンゲル係数が2005年の22.9%から2016年に25.8%へ上昇いたしました。所得の減少などで支出を減らされなければならないとき、普通は食費以外から減らします。食費の切り詰めには限界があるため、エンゲル係数が高くなる時には、生活が苦しいものと考えられております。

1世帯当たりの1か月平均の消費支出は、2005年の300,531円から2017年の283,027円へ6%減少しました。一方、食糧費は6%の上昇です。2人以上の世帯のうち、勤労者世帯の1か月当たりの実収入の推移を見ますと、2005年524,585円から

2017年533,820円と、わずか2%の増額にとどまります。しかい、同じ時期に直接税や社会保険料などの支出、などへの支出、非消費支出は19%の増加です。公的年金も毎年のように減らされております。このような時に、このように町民の暮らしは厳しい状況と考えます。

以上のことから、第5号議案に対して反対いたします。

○議長 次に、本案に対し賛成者の発言を許します。

(議長の声あり)

○議長 2番本田忠良君。

○2番(本田忠良君) 第5号議案に対して、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正することは、三春町の議会が求めたわけでもございません。

福島県の県議会の議員の報酬に関する条例の改正に伴っての三春町の議員報酬の改正ということでございますので、全く反対する理由はないということでございます。という意見の観点から、賛成ということに、賛成の意見を述べたいと思います。以上です。

○議長 次に、反対討論はありますか。

(なしの声あり)

○議長 以上で、討論を終結いたします。

これより、「議案第5号」を起立により採決いたします。

○議長 本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立 14名)

1番 新田 信二君 2番 本田 忠良君 3番 影山 初吉君
4番 松村 妙子君 6番 鈴木 利一君 7番 佐藤 一八君
8番 渡辺 正久君 9番 三瓶 文博君 10番 佐久間正俊君
11番 小林 鶴夫君 12番 橋本 善次君 13番 影山 常光君
14番 日下部三枝君 15番 影山 初吉君

○議長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 討論の申し出がありますので、これより討論を行います。

○議長 まず、本案に対し反対の発言を許します。反対の討論はありませんか。

(議長の声あり)

○議長 5番山崎ふじ子君

○5番(山崎ふじ子君) 私は、6号議案に対し、反対の立場で討論を述べます。

先ほど5号議案で述べましたように、町民の暮らしは厳しい状況と考えております。

以上のことから、6号議案に対して反対いたします。

○議長 次に、本案に対して賛成者の発言を許します。

(議長の声あり)

○議長 2番本田忠良君

○2番(本田忠良君) 第6号議案について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

5号議案と同じくこの条例の改正に関しても、町長の方から望んだわけではございません。決して。これに関しては、福島県の特別職の職員の給与に関する条例の改正が行われたので、それに準じての三春町の町長の報酬の改正ということになっておりますので、全く反対する意見はあたらないと思って、賛成する立場にありますので賛成します。以上です。

○議長 他に、討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 以上で、討論を終結いたします。

これより、「議案第6号」を起立により採決いたします。

○議長 本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立 14名)

1番 新田 信二君 2番 本田 忠良君 3番 影山 初吉君

4番 松村 妙子君 6番 鈴木 利一君 7番 佐藤 一八君
8番 渡辺 正久君 9番 三瓶 文博君 10番 佐久間正俊君
11番 小林 鶴夫君 12番 橋本 善次君 13番 影山 常光君
14番 日下部三枝君 15番 影山 初吉君

○議長 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第7号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第7号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第8号「三春町帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

○議長 これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第8号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第9号「三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第9号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第10号「三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第10号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第11号「三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第11号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第12号「三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第12号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第13号「三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第13号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第14号「三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第14号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第15号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第15号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第16号「三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 これより、「議案第16号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第17号「三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

これより、「議案第17号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第18号「三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第18号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第19号「三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第19号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第20号「三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第20号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第21号「三春町堆肥センターに係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第21号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第22号「三春北町蔵に係る指定管理者の指定について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第22号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第23号「平成29年度三春町一般会計補正予算(第5号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第23号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第24号「平成29年度三春町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第24号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第25号「平成29年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第25号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第26号「平成29年度三春町介護保険特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第26号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第27号「平成29年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第27号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第28号「平成29年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第28号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第29号「平成29年度三春町病院事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

収益的収入・支出、及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第29号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第30号「平成29年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について」を議題といたします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第30号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第31号「平成30年度三春町一般会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(議長の声あり)

○議長 6番鈴木利一君。

○6番(鈴木利一君) 先ほどの総務委員長の報告で役場庁舎の実施設計業務について、意見が付されましたが、このことについてどのようにお考えですか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本副町長。

○副町長 先ほどご意見いただきました。庁舎の実施設計に当たっては、今までどおり議会との協議を続けるとともに内容を精査しまして、費用の縮減に努めながら事業を進めて参りたいと考えてございます。

○議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第31号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第32号「平成30年度三春町国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第32号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第33号「平成30年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第33号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 議案第34号「平成30年度三春町介護保険特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第34号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第35号「平成30度三春町町営バス事業特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第35号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第36号「平成30年度三春町放射性物質対策特別会計予算について」を議題といたします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第36号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第37号「平成30年度三春町病院事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第37号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第38号「平成30度三春町水道事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第38号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第39号「平成30年度三春町下水道事業等会計予算について」を議題といたします。

収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第39号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第40号「平成30年度三春町宅地造成事業会計予算について」を議題といたします。

収益的収入・支出及び資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(議長の声あり)

○議長 15番影山初吉君。

○15番(影山初吉君) 平沢字谷戸地内、住宅団地造成の件であります。

3月12日の全体審査でも質問いたしました。が、団地造成に関しては賛成であります。しかしですね、今回、経済建設常任委員会からも付帯意見が付けられましたとおり、予算の執行に当たっても、事業費の縮減を図りながら、再度精査をしながら進めるということですので、そのような考えでこれからは議会とよく話し合って進めるというようなことで理解してよいですか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

鈴木町長。

○町長 定住促進を進めるための住宅開発でありますので、当然、議会とも十分議論をしながら進めて参ります。特に売れる価格はいくらなのかということが、最も重要なんだと思います。造成しても売れなければ何もなりませんので、その辺も含めて議会と十分議論したいと思っております。

○議長 よろしいですか。ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

○議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第40号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員会委員長より議案第41号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、

13番影山常光君ほか2名により

議案第42号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号、議案第42号の2議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長 議案書を配付いたしますので、少々お待ち願います。

(議案書 配布)

○議長 配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長 議案第41号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○議長 議会運営委員会委員長 渡辺正久君

○議会運営委員会委員長 議案第41号「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」、三春町議会委員会条例(昭和38年三春町条例第17号)の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月14日提出

提出者 三春町議会議会運営委員会委員長 渡辺正久

提案の趣旨は、三春町行政組織条例が改正され、平成30年4月1日より「除染対策課」が廃止され、「企画政策課」が新設されることに伴い、関係する常任委員会の所管事項を改めるため本条例の一部を改正するものであります。

なお、「三春町議会委員会条例の一部を改正する条例」につきましては、別紙のとおりでありますので、慎重にご審議のうえご決定くださるようお願い申し上げます。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、「議案第41号」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第42号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について」を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

○議長 13番影山常光君。

○13番(影山常光君) 議案第42号「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」の提出について

地方自治法第99条の規定により、「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書」を別紙のとおり関係機関に提出するものとする。

平成30年3月14日提出

提出者 三春町議会議員 影山常光

賛成者 三春町議会議員 山崎ふじ子

賛成者 三春町議会議員 小林鶴夫

意見書の内容並びに提出先につきましては、お手元に配布いたしました意見書のとおりであります。

平成30年3月14日 三春町議会議員 佐藤 弘

以上、提出するものであります。

ご審議の上、可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決し、各関係機関に意見書を提出することに決しました。

…………… 特別委員会の委員長報告 ……………

○議長 日程第4により、「特別委員会の委員長報告について」、会議規則第44条の2の規定により、各特別委員会の所管事項についての中間報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

それでは、各特別委員会委員長の報告を求めます。

桜川河川改修対策特別委員会委員長。

○特別委員会委員長 桜川河川改修対策特別委員会より報告いたします。

昨年3月定例会の委員長報告後、本日まで桜川河川改修事業や維持管理及び関連します県・町事業の取組みについて随時担当より報告を受け、慎重審査をして参りました。

これまでの活動内容について、概要を申し上げたいと思います。

桜川河川改修事業は、皆さんご存知のとおり平成28年8月に上流工区が完成し、現在は下流工区の測量設計が進められています。

今年度は、東日本大震災後初めて、上流工区でも河川クリーンアップ作戦が実施され、河川管理者であります福島県でも建設業組合の協力を得ながら、実証実験を行うなど清掃活動が進められ、また、町民の皆さんの協力により「桜川を花で飾ろうプロジェクト」が実施されるなど、桜川及びその周辺の環境整備が図られてきました。

上流工区完成後、当委員会では、「なかまち蔵」や「百杯宴広場」など町が整備しました周辺施設も含め、中心市街地の活性化や「まち中」の観光振興のため、どのように桜川を活用していくか知恵を出し、関係皆様と連携してきたことが、少しずつ形となってきたところがあります。

昨年10月26日には、「東根川広域基幹河川改修事業促進協議会」及び「広瀬川改修事業促進期成同盟会」による『桜川河川改修事業と桜川沿川における三春町のまちづくり』についての視察研修を受け入れ、議会としての取組みについて説明をしたところがあります。

また、昨年度は、「川の国埼玉をめざして」と題し、埼玉県が実施しております先進事例を研修しましたが、今年度は埼玉県の事業に合わせた市町村の取組み・課題などについて研修するため、2月8日、9日に埼玉県越生町を訪問して、『ハイキングの町宣言』をした越生町の「ハイキングと水辺を融合した取組み」について研修を行いました。

今年度もこれまで同様、積極的な活動を実施したことを申し上げ、桜川河川改修特別委員会委員長報告といたします。

○議長 三春町町立学校再編等調査特別委員会委員長。

○特別委員会委員長 三春町町立学校再編等調査特別委員会より報告いたします。

平成29年度において当委員会は計5回の委員会を開催いたしました。

6月、7月に開催の委員会においては、教育委員会策定の「町立小学校再編等に係る対応について（案）」に関する協議を継続して行い、内容について了承いたしました。

9月に開催の委員会においては、町に検討委員会の設置について申入れを行うことを決定いたしました。

なお、議長へこれを報告するとともに、併せて執行部へ申入れをするよう依頼いたしました。その後、10月5日付けで、町長へ議長名にて申入れを行っております。

小学校の再編につきましては、当委員会として注視している案件であり、今後も引き続き随時報告を求めるとともに、慎重な審査をして参りたいと考えております。

12月に開催の委員会においては、小規模校の現況を把握するため、中郷小学校に赴き、児童の学校生活について学校より説明を求め、現況等について確認を行いました。

また、本日の委員会においても、前回に引き続き、小規模校の現況把握として、御木沢小学校に赴き、現地調査を実施したところがあります。

当委員会としては、各小・中学校の運営などについて、引き続き、広い視点から、積極的に議論して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、活動内容を申し上げ、三春町町立学校再編等調査特別委員会の報告といたします。

○議長 三春町議会広報広聴特別委員会委員長。

○特別委員会委員長 三春町議会広報広聴特別委員会より報告いたします。

当委員会は、昨年4月から一昨日まで、「議会報みはる」の編集・発行、「町民と議会との意見交換会」の企画・検討、「先進自治体研修」など、計12回開催しました。

まず、「議会報みはる」に関して、例年どおり昨年5月、8月、11月そして今年2月の計4回発行しました。

議会報の発行に当たっては、町民の皆さんに、手にとって読んでもらうことを第一に考え、今年度から、表紙・裏表紙のカラー化、中身の2色化に変更しました。

表紙では、季節感のあるものや行事に参加する子どもたちを紹介し、裏表紙には町の神社・お寺を紹介する特集記事を掲載し、紙面の充実を図りました。

中身についても、文字数を減らし文章を簡潔にまとめるとともに、字体や文字の色を変え、大見出しや小見出しを効果的に活用しました。また、写真の拡大化やページレイアウトを工夫して、全体として見やすい、読みやすい議会報の編集に努めました。さらに、平成26年度から始めた「議会クイズ」の応募件数は、紙面の充実に伴い今年度は増加しました。

来年度は新たに「議会報みはる」モニターを設置して、モニターの皆さんからの企画・編集に係る意見、感想などを紙面に反映させ、更なる内容の充実に取り組んでいきたいと考えています。

次に、町民と議会との意見交換会に関して、今年度は、昨年度に引き続き、当委員会が企画・運営を行い、昨年10月に各種団体を対象として、「町民と議会との意見交換会」を4回開催し、多くの町民の皆さんに参加いただきました。

意見交換会では、観光振興、芸術文化向上、公共施設の整備などについて活発な議論が展開され、町民の皆さんから町政に関する意見、要望など、多くの生の声を聞くことができました。町民の皆さんからの意見・要望は、全員協議会で内容を精査し、議会からの意見・要望として町執行側に申入れを行いました。

さらに、今年度の初めての取組みとして、昨年8月には、山形県の庄内町議会と川西町議会を訪問し、議会報の編集や住民と議会との意見交換会のあり方について、視察研修を行いました。

両町の議会は、見やすい、見てもらえる議会報の編集に努め、町村議会広報の全国コンクールでも毎年優秀な成績をおさめており、意見交換会についても積極的な取組みを行っていました。

当委員会としては、先進自治体研修の成果も生かして、充実した「議会報みはる」の編集・発行や、町民と議会との意見交換会などを通じて、議会広報・広聴の発展のため努力して参りたいと考えています。

以上、三春町議会広報広聴特別委員会の報告といたします。

…………… 特別委員会の廃止 ……………

○議長 日程第5により、「特別委員会の廃止について」を議題といたします。

○議長 お諮りいたします。「桜川河川改修対策特別委員会」は当所の目的を達したことから廃止としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、「桜川河川改修対策特別委員会」を廃止とすることに決しました。

ただいま、総務・経済建設・文教厚生各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

○議長 　ただいま、三春町町立学校再編等調査・三春町議会広報広聴の各特別委員会委員長より、所管に係る事項について、会議規則第71条の規定により、閉会中の審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたので、閉会中の審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 　異議なしと認めます。

よって、各特別委員会委員長より申し出のとおり、所管に係る事項について、閉会中の審査、調査に付することに決定いたしました。

……………町長挨拶……………

○議長 　本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。ここで町長より発言があれば、これを許します。

鈴木町長。

○町長 　長丁場の3月定例会、議員の皆さん方、議案に対して精力的に審査をしていただきまして全議案可決をしていただきまして、誠にありがとうございます。

なお、予算の執行につきましては、しっかり精査をしながら効率的な運営に務めて参りたいと思っておりますので、これからもご鞭撻をいただきますようお願いを申し上げてあいさついたします。ご苦勞様でした。

……………閉会宣言……………

○議長 　これをもって、平成30年三春町議会3月定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。
（閉会　午後3時40分）

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年3月14日

福島県田村郡三春町議会

議　　長　　佐　藤　　弘

署　名　議　員　　渡　辺　正　久

署　名　議　員　　三　瓶　文　博

議案審議結果一覧表

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 2 号	北町蔵再生整備工事請負変更契約について	全員	原案可決
議案第 3 号	三春町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	全員	原案可決
議案第 4 号	三春町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第 5 号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	賛成 14 反対 1	原案可決
議案第 6 号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	賛成 14 反対 1	原案可決
議案第 7 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第 8 号	三春町帰還環境整備交付金基金条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第 9 号	三春町税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第 10 号	三春町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第 11 号	三春町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第 12 号	三春町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第 13 号	三春町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第 14 号	三春町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第 15 号	三春町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第 16 号	三春町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第 17 号	三春町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第 18 号	三春町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決

議案番号	件名	採決	議決の状況
議案第 19 号	三春町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第 20 号	三春町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第 21 号	三春町堆肥センターに係る指定管理者の指定について	全員	原案可決
議案第 22 号	三春北町蔵に係る指定管理者の指定について	全員	原案可決
議案第 23 号	平成 2 9 年度三春町一般会計補正予算（第 5 号）について	全員	原案可決
議案第 24 号	平成 2 9 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全員	原案可決
議案第 25 号	平成 2 9 年度三春町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	全員	原案可決
議案第 26 号	平成 2 9 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	全員	原案可決
議案第 27 号	平成 2 9 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 2 号）について	全員	原案可決
議案第 28 号	平成 2 9 年度三春町放射性物質対策特別会計補正予算（第 4 号）について	全員	原案可決
議案第 29 号	平成 2 9 年度三春町病院事業会計補正予算（第 2 号）について	全員	原案可決
議案第 30 号	平成 2 9 年度三春町宅地造成事業会計資本剰余金の処分について	全員	原案可決
議案第 31 号	平成 3 0 年度三春町一般会計予算について	全員	原案可決
議案第 32 号	平成 3 0 年度三春町国民健康保険特別会計予算について	全員	原案可決
議案第 33 号	平成 3 0 年度三春町後期高齢者医療特別会計予算について	全員	原案可決
議案第 34 号	平成 3 0 年度三春町介護保険特別会計予算について	全員	原案可決
議案第 35 号	平成 3 0 年度三春町町営バス事業特別会計予算について	全員	原案可決
議案第 36 号	平成 3 0 年度三春町放射性物質対策特別会計予算について	全員	原案可決
議案第 37 号	平成 3 0 年度三春町病院事業会計予算について	全員	原案可決
議案第 38 号	平成 3 0 年度三春町水道事業会計予算について	全員	原案可決
議案第 39 号	平成 3 0 年度三春町下水道事業等会計予算について	全員	原案可決
議案第 40 号	平成 3 0 年度三春町宅地造成事業会計予算について	全員	原案可決

議案番号	件名	採決	審議の状況
議案第 41 号	三春町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	全員	原案可決
議案第 42 号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	全員	原案可決